



発行 内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○航空法施行規則の一部を改正する省令(国土交通一六)

○港湾法施行規則の一部を改正する省令(同一七)

○建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令(同一八)

〔庁 令〕

○海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令(海上保安庁一)

〔法規的告示〕

○インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件(総務八〇)

○労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件(厚生労働一〇一)

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件(同一〇二)

〔その他告示〕

○適格消費者団体の認定の件(消費者庁四)

○返納を命じた旅券を無効とする件(外務九八)

○緊急復旧計画(フェーズ5)のための贈与に関する日本国政府とウクライナ政府との間の書簡の交換に関する件(同九九)

○パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトウンハール州における教育インフラの災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の書簡の交換に関する件(同一〇〇)

○ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とガーナ共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一〇一)

○ケニア共和国における国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件(同一〇二)

○雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域(厚生労働一〇三)

○保安林の指定を解除する件(農林水産四一七)

○保安林の指定を解除する件(同四一八)

○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件(経済産業二四)

五

○高速自動車国道に関する件(国土交通四〇四、四〇六)

○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件(同四〇七)

○道路に関する件(東北地方整備局四四、四五)

○都市計画に関する件(関東地方整備局八一、九〇)

○道路に関する件(北陸地方整備局九)

○道路に関する件(九州地方整備局三七、三八)

○都市計画に関する件(北海道開発局二〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

法務省

〔官庁報告〕

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募(防衛省)

中部地方整備局公示(中部地方整備局)

戸籍が滅失した件(法務省告示配五一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、建築基準適合判定資格者の登録の消除 関係

裁判所 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係 会社その他

省

令

国土交通省令第十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百二十二条の八十六第五項第一号の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（法第三百二十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行の方法）</p> <p><b>第二百三十六条の七十六</b> 法第三百二十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める方法は、次のいずれにも該当する方法とする。</p> <p>一 法第三百二十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において飛行させること。</p> <p>二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で飛行させること。</p> <p>三 前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に飛行させること。</p> <p>四 補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて飛行させること。</p> <p>（法第三百二十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行の方法）</p> <p><b>第二百三十六条の八十二</b> 法第三百二十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める方法は、次のいずれかに該当する方法とする。</p>	<p>（法第三百二十二条の八十五第一項から第三項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）</p> <p><b>第二百三十六条の七十六</b> 法第三百二十二条の八十五第四項第一号の国土交通省令で定める飛行は、次に掲げる要件のいずれにも該当する飛行とする。</p> <p>一 同条第一項第二号に掲げる空域において行うものであること</p> <p>二 十分な強度を有する紐等（長さが三十メートル以下のものに限る。）で係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行うものであること</p> <p>三 前号の範囲内に地上又は水上の物件が存しない場合に行うものであること</p> <p>四 補助者の配置その他の第二号の範囲内において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて行うものであること</p> <p>（法第三百二十二条の八十六第二項から第四項までの規定を適用しない無人航空機の飛行）</p> <p><b>第二百三十六条の八十二</b> 法第三百二十二条の八十六第五項第一号の国土交通省令で定める場合は、同条第二項第四号及び第五号に掲げる方法による飛行であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当する飛行を行う場合とする。</p>

一 法第三百二十二条の八十六第二項第四号及び第五号に掲げる方法であつて、第二百三十六条の七十六第二号から第四号までのいずれにも該当するものであること。

二 法第三百二十二条の八十六第二項第四号に掲げる方法であつて、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 飛行の方法に必要機能及び性能を有するものとして国土交通大臣が定める基準に適合する無人航空機を飛行させること。
  - ロ 法第三百二十二条の八十六第二項第一号から第三号までに掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、総重量二十五キログラム未満の無人航空機を飛行させること。
  - ハ 無人航空機を飛行させる者が、当該無人航空機を安全に飛行させるために必要な知識及び能力として飛行の方法に応じ国土交通大臣が定めるものを有していること。
  - ニ 無人航空機を飛行させる者その他の関係者が所有又は管理する土地であつて、現に農業の用に供されている農地又は現に林業の用に供されている森林（これらに隣接し、かつ、これらと一体となつて農林業の用に供されている農業用道路その他の土地を含む。）の区域内において、地表若しくは水面又は農作物（樹木及び農林産物を含む。）の上端から四メートル以下の高さの空域において飛行させること。
- ホ 法第三百二十二条の八十六第二項第一号又は第二号に掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、自動操縦により飛行させること。
- ヘ 法第三百二十二条の八十六第二項第五号に掲げる方法によらずに飛行させる場合にあつては、農薬その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通大臣が定めるものを輸送するものであること。

（新設）

（新設）

<p>ト 無人航空機の飛行の範囲を制限する機能及び故障その他の不具合が生じた場合に飛行の安全を確保する機能（これらに類するものとして国土交通大臣が定める機能を含む。）を使用して飛行させること。</p> <p>チ ホからトまでに掲げるもののほか、飛行の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が定める方法により飛行させること。</p> <p>リ 第二百三十六条の七十五第一項の措置を講じた上で飛行させること。</p> <p>ヌ 無人航空機の飛行経路下に地上又は水上の物件が存しない場合に飛行させること。</p> <p>ル 補助者の配置その他の無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置を講じて飛行させること。</p>	
--	--

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十一第一項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(特定技術基準対象施設)</p> <p>第二十八条の二十二 法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内並びに臨港地区内に存する次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(特定技術基準対象施設)</p> <p>第二十八条の二十二 法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内に存する次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>三 臨港交通施設</p> <p>四 荷さばき施設</p> <p>五 保管施設</p> <p>六 船舶役務用施設</p> <p>七 旅客乗降用固定施設</p> <p>八 (略)</p>	<p>三 橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道</p> <p>四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械</p> <p>五 (新設)</p> <p>六 (新設)</p> <p>七 (新設)</p> <p>八 (略)</p>
--	---

附 則

この省令は、港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十八号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、建設業に属する事業者を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第六十条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。</p>	<p>(この省令の趣旨)</p> <p>第一条 この省令は、建設業に属する事業者を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第三十四条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事事業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。</p>

附 則

この省令は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

庁

令

○海上保安庁令第一号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第三十三条の二の規定に基づき、海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月二十三日

海上保安庁長官 瀬口 良夫

海上保安学校の名称、位置及び内部組織に関する庁令の一部を改正する庁令（昭和二十六年海上保安庁令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第四条の二 海上保安学校に、次の教官室を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航海教官室</li> <li>機関教官室</li> <li>主計教官室</li> <li>航空教官室</li> <li>情報通信教官室</li> <li>管制教官室</li> <li>海洋科学教官室</li> <li>一般教養教官室</li> <li>警備救難教官室</li> <li>小型船舶操縦教官室</li> </ul> <p>2、4（略）</p> <p>5 海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 航海教官室、機関教官室、主計教官室、航空教官室及び情報通信教官室</li> <li>二 管制教官室</li> <li>三（略）</li> <li>四 一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室</li> </ul>	<p>第四条の二 海上保安学校に、次の教官室を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航海教官室</li> <li>機関教官室</li> <li>主計教官室</li> <li>航空教官室</li> <li>情報通信教官室</li> <li>航行援助教官室</li> <li>管制教官室</li> <li>海洋科学教官室</li> <li>一般教養教官室</li> <li>警備救難教官室</li> <li>小型船舶操縦教官室</li> </ul> <p>2、4（略）</p> <p>5 海上保安庁長官は、次の各号の一に掲げる教官室に属する教官の担当する教科等に関する連絡調整を行う者として、教務主幹をそれぞれ当該各号の教官室の室長のうちから指名する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 航海教官室、機関教官室及び主計教官室</li> <li>二 情報通信教官室、航行援助教官室及び管制教官室</li> <li>三（略）</li> <li>四 航空教官室、一般教養教官室、警備救難教官室及び小型船舶操縦教官室</li> </ul>

附 則

この庁令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第八十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第一項第三号(4)及び(5)の規定に基づき、インマルサット人工衛星局の通信圏を次のように定める。

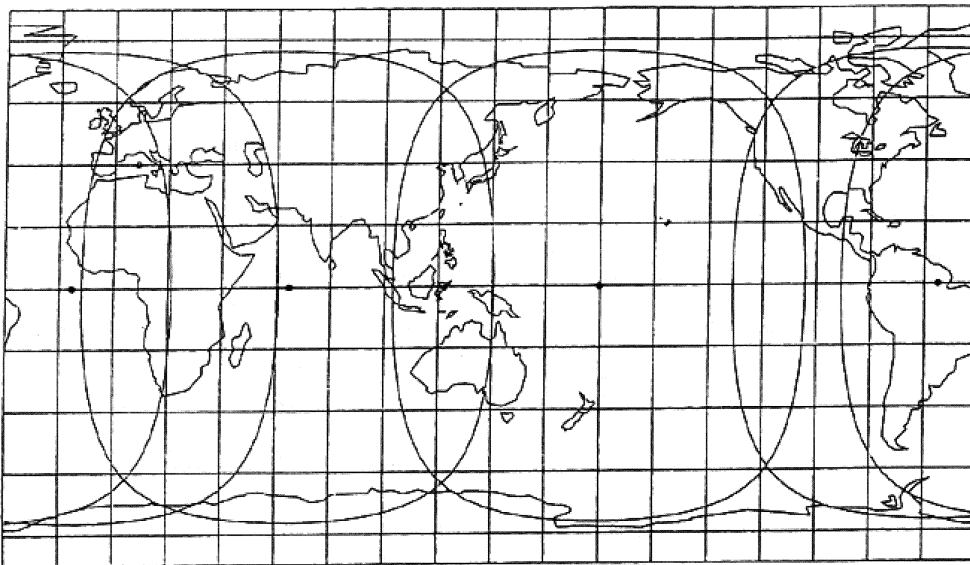
なお、平成四年郵政省告示第六十八号（インマルサット人工衛星局の通信圏を定める件）は、廃止する。

令和八年三月二十三日

総務大臣 林 芳正

一 インマルサット船舶地球局の開設される船舶が安定な状態において、当該インマルサット船舶地球局のアンテナ仰角が、インマルサット人工衛星局に対して五度以上となる海域

二 前項の海域については、次の略図を参照すること。



○厚生労働省告示第百一号  
労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定に基づき、労働安全衛生法第四十二条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（昭和四十七年労働省告示第七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。  
令和八年三月二十三日  
厚生労働大臣 上野賢一郎  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働安全衛生法第四十二条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置	労働安全衛生法第四十二条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置
労働安全衛生法第四十二条第一項の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。	労働安全衛生法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置は、次の表の上欄に掲げる機械等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる厚生労働省告示の定めるところによるものとする。

○厚生労働省告示第百二号  
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。  
令和八年三月二十三日  
厚生労働大臣 上野賢一郎  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一〇二百五十五（略） 二百五十六 リソバリシブ、その塩類及びそれらの製剤 二百五十七〇二百八十七（略）	一〇二百五十五（略） （新設） 二百五十六〇二百八十六（略）

その他告示

○消費者庁告示第百四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第一項の規定に基づき、別表に掲げる者を適格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。  
令和八年三月二十三日  
消費者庁長官 堀井奈津子

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき	長崎市賑町5番24号	長崎市賑町5番24号	令和八年三月六日

○外務省告示第九十八号  
次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年三月九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったため、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

記

失効年月日 令和八年三月九日  
発行年月日 令和五年十二月十九日  
旅券番号 MJ二八六一二二七

○外務省告示第九十九号

令和八年二月二十六日にキウウで、緊急復旧計画（フェーズ5）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 緊急復旧計画（フェーズ5）を実施するために必要な生産物及び役務の購入  
2 贈与額 六十二億円  
3 贈与の供与期限 令和十年三月三十一日  
4 署名者  
日 本 側 中込正志在ウクライナ大使  
ウクライナ側 オレクシイ・クレバ復興担当  
副首相兼地方・国土発展大臣  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第百号

令和八年二月十一日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるハイバル・パフトゥンハール州における教育インフラの災害に対する強靱性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 ハイバル・パフトゥンハール州における教育インフラの災害に対する強靱性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入  
2 贈与額 六億二千六百万円  
3 署名者  
日 本 側 松浦博司在ケニア大使  
国際連合児童基金側 シヤヒーン・ニロファール在ケニア事務所代表  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

2 贈与額 四億二千七百万円  
3 署名者  
日 本 側 赤松秀一在パキスタン大使  
国際連合側 石垣和子国際連合人間居住計画アジア太平洋地域統括福岡本部長  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第百一号

令和八年二月二十三日にアクラで、ノーザン州における保健医療体制改善計画のための贈与に関する令和四年五月十九日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。  
1 内容 贈与の限度額を三十一億三千三百万円に改める。  
2 署名者  
日 本 側 義本博司在ガーナ大使  
ガーナ側 サムエル・オクジェット・アブラクワ  
外務大臣  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第百二号

令和八年二月十七日にナイロビで、ケニア共和国における国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。  
1 協力の目的及び内容 国境地域及びナイロビ郡のインフォーマルな居住地における給水・衛生改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入  
2 贈与額 六億二千六百万円  
3 署名者  
日 本 側 松浦博司在ケニア大使  
国際連合児童基金側 シヤヒーン・ニロファール在ケニア事務所代表  
令和八年三月二十三日  
外務大臣 茂木 敏充

○厚生労働省告示第百三十三号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五條第一項の規定に基づき、雇用保険法附則第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域を次のように定め、令和八年四月一日から適用し、雇用保険法附則第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（令和七年厚生労働省告示第百二十二号）は、令和八年三月三十一日限り廃止する。ただし、同項の規定により所定給付日数（支給資格者が同法第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数）を超えて基本手当の支給を開始した日が同日以前である支給資格者に対する同告示の適用については、なお従前の例によることができる。

令和八年三月二十三日

厚生労働大臣 上野賢一郎  
雇用保険法附則第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域

雇用保険法附則第五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域は、青森県の区域（五所川原公共職業安定所の管轄区域に限る。）とする。

○農林水産省告示第四百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五條第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
一 保安林の所在場所 静岡県榛原郡川根本町徳山字岩下二四一・二四一三・二四一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る）、二四一〇、二四一四、字芹沢二四二四・二四二五の三・二四二六・二四二七・二四二九の二・二四三一の二・二四三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る）、二四二五の一、二四二五の二、二四二八、字野角二四三七の五・二四三七の七から二四三七の九まで、二四三八の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る）、二四三七の六、二四三七の六の二  
二 指定の目的 水源の涵養  
三 指定実施要件  
（一）立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
一 解除に係る保安林の所在場所 福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 指定理由の消滅  
（次の図）は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
一 解除に係る保安林の所在場所 静岡県静岡市葵区赤沢字日掛山一五の一・一六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備  
三 解除の理由 指定理由の消滅  
（次の図）は、省略し、その図面を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年三月二十三日

農林水産大臣 鈴木 憲和  
一 解除に係る保安林の所在場所 島根県邑智郡美郷町上川戸七四六の一（国有林）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養  
三 解除の理由 道路用地とするため

○経済産業省告示第二十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百八十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年三月二十四日から施行する。

令和八年三月二十三日

経済産業大臣 赤澤 亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害	青森県 八戸市 三沢市 むつ市 上北郡七戸町	令和七年十二月八日から 令和八年六月二十三日まで

○国土交通省告示第四百四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

路線名 供用開始の区間  
中央自動車道 湖南市菩提寺八重谷三二七番一西宮線  
令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

路線名 供用開始の区間  
中央自動車道 大津市馬場南町字石ヶ谷三七一番三から同市馬場南町字西宮線  
大岩八丈敷三七二番三まで  
令和八年三月二十三日九時

○国土交通省告示第四百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七條第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

路線名 供用開始の区間  
近畿自動車道 亀山市安坂山町字二瀬川一六六番三から同市安坂山町名古屋神戸線 字錐ヶ瀬二九〇二番三〇〇まで  
令和八年三月二十四日〇時

○国土交通省告示第四百七号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八條の二の規定により貨物軽自動車安全管理講習を行う者を登録したので、同法第五十八條の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年三月二十三日

国土交通大臣 金子 恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年三月六日	株式会社 G a k e n L X	東京都品川区西五反田二丁目二番八号学研ビル	貨物軽自動車安全管理講習

○東北地方整備局告示第四十四号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年三月二十三日  
東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道  
路線名 七号  
道路の区域  
変更前 敷地の幅員 延長  
後別

北秋田市業字中小又沢八番三三内地内  
後前 四七・五一〇八七・二二〇〇・〇六〇  
四七・五一〇八七・二二〇〇・〇六〇  
メートル キロメートル

(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所  
○東北地方整備局告示第四十五号  
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和八年三月二十三日  
東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道  
路線名 四十六号  
道路の区域  
変更前 敷地の幅員 延長  
後別

仙北市角館町西長野上野二番四から同市角館町西  
長野上野三番二番二まで  
後前 一一・二二〇一八・〇〇八  
一三・三五〇二一・〇九二  
メートル キロメートル

(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所  
○東北地方整備局告示第八十一号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日  
東北地方整備局長 橋本 雅道

一 施行者の名称 東京都  
二 都市計画事業の種類及び名称 令和四年関東地方整備局告示第二十三号東京都市計画公園事業第五・六・二十号祖師谷公園  
三 事業施行期間 自令和四年一月二十五日至令和十一年三月三十一日  
四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第八十二号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

一 施行者の名称 東京都  
二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十八年関東地方整備局告示第二百八十一号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園  
三 事業施行期間 自平成二十八年八月三十一日至令和十八年三月三十一日  
四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

五 取用の手続が保留される事業地 東京都杉並区大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内  
○関東地方整備局告示第八十三号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

一 施行者の名称 東京都  
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十一年建設省告示第千三百五十四号東京都市計画公園事業第五・七・二十二号舎人公園  
三 事業施行期間 自昭和五十一年十月六日至令和十三年三月三十一日  
四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第八十四号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

一 施行者の名称 東京都  
二 都市計画事業の種類及び名称 昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号府中市市計画公園事業第七・五・一号及び小金井都市計画公園事業第七・五・一号武蔵野公園  
三 事業施行期間 自昭和三十三年十一月二十五日至令和二十三年三月三十一日  
四 事業地  
取用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第八十五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

○関東地方整備局告示第八十五号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日  
関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和六十二年建設省告示第千八百七十九号町田都市計画緑地事業第一号小山田緑地
- 三 事業施行期間 自昭和六十二年十一月五日至令和十五年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

五 取用の手続が保留される事業地 東京都町田市小山田町字八号並びに下小山田町字押沼、字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字桜ヶ谷、字上ノ山、字馬場窪、字鍛柄尾、字宮ノ腰、字向田、字津保沢及び字竜沢地内

○関東地方整備局告示第八十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十七年関東地方整備局告示第百号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
- 三 事業施行期間 自平成二十七年三月十三日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第八十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三十一年関東地方整備局告示第百五十二号町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
- 三 事業施行期間 自平成三十一年四月一日至令和十五年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第八十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成十三年関東地方整備局告示第百五十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園
- 三 事業施行期間 自平成十三年六月十八日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 平成十三年関東地方整備局告示第百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第三百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百一十一号の事業地のうち東京都東久留米市中央町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分 平成十三年関東地方整備局告示第百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号、平成十九年関東地方整備局告示第三号、平成二十一年関東地方整備局告示第三百五十六号、平成二十五年関東地方整備局告示第九十四号、平成三十年関東地方整備局告示第三百三十三号及び令和六年関東地方整備局告示第百一十一号の事業地から東京都東久留米市中央町三丁目を削除する。

○関東地方整備局告示第八十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成三年建設省告示第千八百三十六号多摩都市計画公園事業第九・六・一号桜ヶ丘公園
- 三 事業施行期間 自平成三年十月三十日至令和十年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- 一 施行者の名称 東京都
- 二 都市計画事業の種類及び名称 昭和五十三年建設省告示第千三百二十七号小笠原都市計画公園事業第七・五・一号大神山公園
- 三 事業施行期間 自昭和五十三年八月九日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
- 取用の部分 変更なし
- 使用の部分 なし

○関東地方整備局告示第九十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の取用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和八年三月二十三日

関東地方整備局長 橋本 雅道



中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 道路の線名 四十一号
(三) 占用を制限する区域

域

備 考

飛騨市神岡町梨ヶ根地内

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (四) 制限の対象とする占用物件
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
(七) 図面縦覧場所

令和八年三月二十三日

中部地方整備局及び同局高山国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

- (一) 道路の種類 一般国道
(二) 道路の線名 一号
(三) 占用を制限する区域

区

備 考

四日市市白須賀一丁目地先から同市羽津町地先まで

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

- (四) 制限の対象とする占用物件
(五) 占用を制限する理由
(六) 占用の制限の開始の期日
(七) 図面縦覧場所

令和八年三月二十三日

中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和8年3月23日

道路の種類 路線名 四日市市東茂福町1873番1から同市羽津町2457番1までの上下線 一般国道

法務省告示第五十一号

島根県江津市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、令和八年四月二十三日までに、同市長に對して、次の手続をしてください。

- 一 当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更正し出ること。
二 前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注意

- 一 申出は、口頭でも差し支えない。
二 申出の手続については分らないことがあれば、江津市役所又は松江地方法務局浜田支局に照会すること。

令和八年三月二十三日

法務大臣 平口 洋

島根県邑智郡谷住郷村千八百二十七番地

山根 孝一

法務省告示第五十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和八年三月二十三日

法務大臣 平口 洋

住所 大阪府摂津市

方矩 昭和46年8月21日生

金度宜 平成25年8月14日生

住所 札幌市西区

クラムスコイ・アレクサンドル・セルゲイイチ

チ 昭和57年8月9日生

フロトニコフ・ナターリア・シオニボヴナ

昭和58年3月29日生

クラムスコイ・ダニール・アレクサンドロ

ヴイツチ 平成27年2月25日生

クラムスカヤ・タヤナ・アレクサンドロヴナ

平成30年2月16日生

クラムスコイ・ダーリン・アレクサンドロ

ヴイツチ 令和3年5月18日生

住所 埼玉県鴻巣市

トラン・ニコリン 昭和54年6月14日生

住所 福岡市東区

アビドル・ラウフ 昭和45年2月12日生

住所 川崎市川崎区

田端裕 平成7年9月3日生

住所 川崎市中原区

瀬和宏 昭和56年2月28日生

住所 沖縄県豊見城市

バセット・バルブエーン 平成7年10月16日生

住所 長野市

車勇男 昭和47年5月25日生

車智類 平成19年6月24日生

車裕類 平成22年5月25日生

住所 東京都江戸川区

ムラカミ・オルガ・ニコライヴナ 昭和59年2月29日生

住所 東京都文京区

チャウ・ボイ・チャン 平成2年5月14日生

住所 埼玉県戸田市

金呂俊 平成11年11月17日生

住所 東京都墨田区

鄭慧敏 昭和52年10月22日生

住所 千葉県美浜区

朱銘辰 平成25年3月25日生

住所 長崎県大村市

金龍起 平成2年2月14日生

住所 東京都八王子市

ダンシナ・オリガ・セルゲイヴナ 昭和58年2月23日生

ダンシナ・イゴリ・セルヒヨヴナ 昭和57年2月26日生

ダンシナ・ダニール・イゴレヴナ 平成27年6月26日生

ダンシナ・エヴゲンゲリナ 平成30年9月9日生

住所 東京都新宿区

涂維丞 昭和57年8月13日生

住所 東京都千代田区

崔恩瑛 平成12年7月11日生

住所 東京都千代田区

崔龍文 昭和41年2月2日生

鄭慧玲 昭和45年8月19日生

住所 兵庫県尼崎市

程鐵嘉 平成元年4月16日生

住所 兵庫県明石市

ルナンナ・ハルミ・オカムラ 平成12年12月15日生

住所 東京都清瀬市

ウルゲン・アージュ 平成5年9月29日生

住所 千葉県花見川区

ジイバン・ダハル 平成5年7月24日生

住所 大分県別府市

林艶艶 平成3年4月19日生

住所 長野県岡谷市  
葉星 平成元年4月24日生  
葉晨毅 平成31年3月14日生  
葉千俊 令和4年1月22日生

住所 長野県飯田市  
秋瑠映奈 昭和47年4月25日生

住所 長野県南佐久郡南牧村  
呉仁英 昭和49年7月27日生

住所 千葉県習志野市  
黄意誠 平成元年4月7日生  
黄嘉源 令和5年3月2日生

住所 東京都世田谷区  
モハメド・エ・ティ・ファラジャラ 平成8年8月16日生

住所 千葉市美浜区  
尹正炳 昭和43年6月3日生

住所 福岡市東区  
尹熙貞 昭和47年4月28日生

住所 大阪府茨木市  
ナタニエル・ブライアン・マルセロ 平成10年11月14日生

住所 さいたま市桜区  
ジョトサナ・シン 平成7年11月19日生

住所 大阪市住吉区  
馬帥 平成2年1月6日生

住所 大阪市浪速区  
張冰冰 平成5年5月28日生

住所 大阪府大東市  
侯春雨 昭和58年1月29日生  
李曉梅 昭和59年2月17日生  
侯藝桐 平成19年11月11日生  
侯佳碩 平成25年1月5日生

住所 埼玉県越谷市  
マ・チョ・ウィ・モン 昭和60年8月12日生

住所 大阪府守口市  
ワイ・ワイ・ニエイン・タイケ 平成19年5月16日生

住所 大阪市東住吉区  
孫若棋 平成16年7月16日生  
孫鈺涵 平成19年3月16日生

住所 大阪市天王寺区  
宋為輝 昭和30年12月31日生  
王政子 昭和30年9月5日生

住所 神戸市中央区  
宋晴美 昭和31年12月6日生

住所 東京都板橋区  
劉科宏 平成2年8月14日生

住所 千葉県船橋市  
尹正哲 昭和53年8月3日生  
尹禱揚 平成23年4月19日生

住所 千葉県松戸市  
ラナトゥンガ・ムディアンセラゲ・ヤシヨダ・カウシャニ・ナワラトナ 平成9年11月4日生

住所 東京都北区  
陳婷婷 平成5年7月7日生

住所 岡山市北区  
スマン・バンドリ 平成4年5月3日生

住所 東京都杉並区  
サローズ・マハルズン 平成3年2月21日生

住所 沖縄県浦添市  
アンドレ・アラカキ・ノダ 平成6年9月28日生

住所 大分県別府市  
アショク・タバ 平成3年6月29日生  
アルビク・タバ 令和3年2月4日生

住所 岐阜市  
沙東昇 昭和46年9月23日生

住所 岐阜県大垣市  
マテウス・ヘイジ・フルザワ 平成10年9月1日生

住所 東京都江東区  
趙政湧 昭和48年1月3日生  
王倩 昭和48年3月18日生  
趙千鼎 平成19年10月20日生  
趙悠翔 平成21年9月29日生

住所 東京都江東区  
趙千惠 平成15年2月14日生

住所 山梨県笛吹市  
李旭輝 平成14年12月10日生

住所 秋田県能代市  
ウメス・シバコチ 平成2年3月28日生  
アハナ・シバコチ 令和2年7月19日生  
アナヤ・シバコチ 令和5年9月6日生

住所 東京都新宿区  
王天竹 平成3年3月24日生

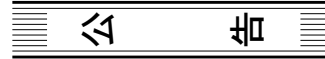
住所 東京都板橋区  
ジョウ・シン・タン 平成8年5月30日生

住所 東京都杉並区  
王慧權 昭和24年6月3日生

住所 東京都墨田区  
韓亜美 平成9年9月21日生

住所 東京都大田区  
鄭正浩 昭和41年12月25日生

住所 川崎市中原区  
黄澤生 昭和51年9月8日生



### 報 告

#### 特定保険募集人の所在の確知等に係る公告

保険業法（平成7年法律第105号）第307条第2項の規定により、次のとおり公告する。

1. 下記の業者については、特定保険募集人の所在を確知できないため、当該業者は令和8年4月24日までに関東財務局理財部金融監督第四課（電話048-600-1288）あて申出されたい。
2. 前号の期間内に申出がないときは、登録を取り消すことがある。

[掲載順序]

- ①登録番号②代理店名③代表者の氏名④事務所所在地
- ①21525011158②山本 雅之③山本 雅之④東京都足立区柳原2丁目17-14
- ①20825015505②A U S T Y P T Y L T D株式会社③音場 修④東京都渋谷区神宮前4丁目21-7エスパス表参道2階
- ①20822001385②株式会社サン・カーショップ
- ③光山 芳夫④群馬県高崎市正観寺町29-1
- ①20426008075②株式会社福井自動車③山田 力④神奈川県横浜市旭区南本宿町157-11
- ①23923000136②株式会社ケイエムエージェンシー③三浦 捷之④埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目318みづほビル2F
- ①21625002233②有限会社アヤセモーターズ③金子 昇④東京都足立区南花畑4丁目19-16
- ①21625010548②株式会社原宿 c l a s s ③片桐 理④東京都渋谷区神宮前1-15-1 V I A原宿1階
- ①21526003429②㈱菅沼自動車興業③菅沼 定④神奈川県横浜市鶴見区東寺尾6-20-52
- ①21025001740②松江産業株式会社③矢作 憲一④東京都江戸川区松江4丁目1-1
- ①20824005187②有限会社シティブークス③小岩 英二④千葉県市原市姉崎872
- ①20925019556②有限会社美家古産業③加藤 章太④東京都台東区柳橋1丁目10-5
- ①20825009254②株式会社末商会③末 貴久子④東京都文京区後楽2丁目6-1

- ①21626007717②E・ホールディングス株式会社③江川 貴大④神奈川県川崎市中原区田尻町29-1ライオンズプラザ平間駅前303
- ①20222000725②有限会社エスアールオート③船橋 武④群馬県高崎市中尾町385-1
- ①20923007190②浅川 博明③浅川 博明④埼玉県熊谷市太井2025-1
- 令和8年3月23日

関東財務局長 後藤 健二

#### 建築基準適合判定資格者の登録の消除の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の63第1項の規定に基づき、建築基準適合判定資格者の登録を消除したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月23日

九州地方整備局長 垣下 禎裕

- 1 処分をした年月日 令和8年3月2日
- 2 処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号 増井 良晴 第9000429号
- 3 処分の内容 登録の消除
- 4 処分の原因となった事実 建築基準法第77条の59第二号の規定により、当該建築基準適合判定資格者からの届出があった。

#### 相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第73110号

東京都江戸川区中央4丁目24-19

申立人 東京都江戸川都税事務所長

本籍東京都江戸川区中央2丁目795番地、最後の住所東京都江戸川区大杉4丁目6番5号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和6年2月8日、出生の場所東京都江戸川区、出生年月日昭和29年6月12日、職業不明  
被相続人 亡 内山 雅人

事務所東京都渋谷区恵比寿4丁目5番28号恵比寿ガーデン706号恵比寿ガーデン法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鳥居 孝充

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第73371号**

埼玉県秩父郡長瀬町本野上888番地  
申立人 坂上 美明

本籍北海道函館市日乃出町30番地、最後の住所東京都杉並区阿佐谷北5丁目32番6号キタビレッジ102、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日推定令和6年7月20日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和26年10月2日、職業無職

被相続人 亡 前田徳次郎  
事務所東京都港区南青山5丁目11番14号H&M南青山E206号室 古屋総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 古屋有実子  
催告期間満了日 令和8年10月31日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第91095号**

申立人 国  
本籍東京都青梅市大柳町1497番地、最後の住所東京都青梅市和田町1丁目63番地の1、死亡の場所東京都青梅市、死亡年月日令和3年12月11日、出生の場所東京府西多摩郡青梅町、出生年月日昭和10年7月12日、職業墓石工  
被相続人 亡 古谷 進  
事務所東京都港区西新橋2丁目18番1号弁護士ビル2号館405号室 西野・中山法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中山 素子  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和8年(家)第90133号**

東京都羽村市羽東1-7-10 東光ビル2階にしたま司法書士事務所  
申立人 渡辺 智弘  
本籍東京都あきる野市二宮東1丁目8番地9、最後の住所東京都あきる野市二宮東1丁目8番地9、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日令和7年10月28日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和26年11月15日、職業無職  
被相続人 亡 高橋 俊夫  
事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 古田 理史  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
東京家庭裁判所立川支部

**令和7年(家)第41122号**

神奈川県綾瀬市早川550  
申立人 綾瀬市長 橋川 佳彦  
本籍神奈川県綾瀬市上土棚南2丁目1423番地3、最後の住所神奈川県綾瀬市上土棚南2丁目4番52号、死亡の場所神奈川県綾瀬市、死亡年月日平成21年3月12日、出生の場所新潟県佐渡郡相川町、出生年月日昭和21年9月16日、職業不明  
被相続人 亡 涌井 文雄  
事務所横浜市中区日本大通11横浜情報文化センター11階  
相続財産清算人 弁護士 松田 道佐  
催告期間満了日 令和8年11月12日  
横浜家庭裁判所

**令和7年(家)第7217号**

川崎市宮前区犬蔵2-18-1-102  
申立人 原田 怜美  
本籍福岡県福岡市西区上山門1丁目8番、最後の住所川崎市高津区新作6丁目1番10-302号高津スカイハイツ、死亡の場所神奈川県川崎市中原区、死亡年月日令和4年12月17日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和42年5月11日、職業会社員  
被相続人 亡 原田 佳紀  
川崎市川崎区砂子1丁目10番地2ソシオ砂子ビル303 川崎相続遺言法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 勝本 広太  
催告期間満了日 令和8年10月22日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和8年(家)第15012号**

新潟市中央区出来島1丁目2番13号 オーク県庁前ビル2F東  
申立人 石川 和久  
本籍新潟県新潟市東区東中野山7丁目25番、最後の住所新潟市東区東中野山7丁目25番4号、死亡の場所新潟県新潟市北区、死亡年月日令和7年10月25日、出生の場所新潟県中蒲原郡川東村、出生年月日昭和27年8月12日、職業無職  
被相続人 亡 貝沼 静子  
事務所新潟市中央区出来島1丁目2番13号オーク県庁前ビル2F東  
相続財産清算人 司法書士 石川 和久  
催告期間満了日 令和8年10月9日  
新潟家庭裁判所

**令和7年(家)第612号**

東京都渋谷区広尾3丁目17番7号  
申立人 株式会社TOPANGA  
本籍東京都目黒区八雲4丁目109番地、最後の住所山梨県南都留郡山中湖村山中262番地の1、死亡の場所山梨県南都留郡山中湖村、死亡年月日平成29年10月27日、出生の場所東京都目黒区、出生年月日昭和27年8月7日、職業不明  
被相続人 亡 野尻 泰弘  
山梨県甲府市丸の内1丁目7番3号 さかえやビル3階 永淵総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北林 太郎  
催告期間満了日 令和8年10月13日  
甲府家庭裁判所都留支部

**令和8年(家)第81号**

岐阜市神田町6丁目11番地  
申立人 岐阜信用金庫  
本籍岐阜県岐阜市日野東1丁目5番地、最後の住所岐阜県各務原市那加桐野町1丁目123番地、死亡の場所岐阜県岐阜市、死亡年月日令和7年12月31日、出生の場所岐阜県岐阜市、出生年月日昭和26年12月8日、職業整体業  
被相続人 亡 酒井 和彦  
事務所岐阜市神田町1-1-5 岐阜神田町ビル4階 かなくち経営法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 鮎口 崇  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
岐阜家庭裁判所

**令和7年(家)第7968号**

愛知県海部郡蟹江町学戸3丁目1番地  
申立人 蟹江町  
本籍愛知県海部郡蟹江町旭1丁目26番地1、最後の住所愛知県海部郡蟹江町旭1丁目26番地1、死亡の場所名古屋市巾着区、死亡年月日令和5年8月31日、出生の場所長崎県南高来郡国見町、出生年月日昭和15年12月8日、職業無職  
被相続人 亡 増田 昭義  
事務所愛知県弥富市鯛浦町南前新田25番地1Nビル4階 弥富総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 伊藤 弘泰  
催告期間満了日 令和8年10月5日  
名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第1104号**

愛知県岡崎市十王町2丁目9番地  
申立人 岡崎市長 内田 康宏  
本籍愛知県岡崎市羽根町字大池86番地4、最後の住所愛知県岡崎市羽根町字大池86番地4、死亡の場所愛知県岡崎市、死亡年月日平成28年12月25日、出生の場所愛知県岡崎市、出生年月日昭和25年11月15日、職業不明  
被相続人 亡 近藤 清  
愛知県岡崎市鴨田南町5番地12 おかざき城下町法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 市村 陽平  
催告期間満了日 令和8年10月9日  
名古屋家庭裁判所岡崎支部

**令和7年(家)第4022号**

大阪府堺市北区百舌鳥西之町3丁595グレース西之町405  
申立人 中林 達成  
本籍大阪府堺市北区百舌鳥梅北町5丁336番地、最後の住所大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁663番地2、死亡の場所大阪府堺市北区、死亡年月日令和6年4月29日、出生の場所大阪府堺市、出生年月日昭和40年5月27日、職業会社役員  
被相続人 亡 片桐 浩一  
事務所大阪府堺市北区西天満4丁目4番18号梅ヶ枝中央ビル4階  
相続財産清算人 弁護士 豊田 祐介  
催告期間満了日 令和8年10月19日  
大阪家庭裁判所堺支部

**令和7年(家)第70234号**

兵庫県姫路市安田4丁目1番地  
申立人 姫路市長 清元 秀泰  
本籍兵庫県姫路市柿山伏56番地、最後の住所兵庫県姫路市打越1339番地、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日昭和61年12月6日、出生の場所姫路市柿山伏44番屋敷、出生年月日明治32年9月4日、職業不明  
被相続人 亡 金井 まさ  
事務所兵庫県姫路市忍町103番地 アドバンスエイトビル 友久法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 友久 康弘  
催告期間満了日 令和8年10月19日  
神戸家庭裁判所姫路支部

**令和7年(家)第70274号**

兵庫県神戸市中央区浪花町62番地の1  
 申立人 兵庫県信用保証協会  
 本籍兵庫県赤穂市宮前町4番地3、最後の住所兵庫県赤穂市加里屋2188番地45、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日令和6年4月28日、出生の場所兵庫県磨師郡糸引村、出生年月日昭和14年11月25日、職業不明  
 被相続人 亡 田中 徳英  
 事務所兵庫県姫路市南敵町2丁目137番地第2ハヤシビル1階 山陽姫路法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 井上 直樹  
 催告期間満了日 令和8年10月19日  
 神戸家庭裁判所姫路支部

**令和8年(家)第30010号**

広島市中区鉄砲町1番20号  
 申立人 文田 伸  
 本籍広島県豊田郡大崎上島町明石2579番地2、最後の住所広島県豊田郡大崎上島町明石2579番地2、死亡の場所広島県竹原市、死亡年月日令和7年8月11日、出生の場所広島県豊田郡木江町、出生年月日昭和4年5月17日、職業無職  
 被相続人 亡 中下 佳子  
 広島市中区鉄砲町1番20号  
 相続財産清算人 司法書士 文田 伸  
 催告期間満了日 令和8年10月5日  
 広島家庭裁判所呉支部

**令和7年(家)第5057号**

山口県下松市大字東豊井1460番地3  
 申立人 奥原 龍夫  
 本籍山口県下松市大字東豊井1460番地3、最後の住所山口県下松市大字東豊井1460番地3、死亡の場所山口県下松市、死亡年月日令和6年8月5日、出生の場所長崎県北松浦郡佐々村、出生年月日大正15年1月2日、職業無職  
 被相続人 亡 奥原 正子  
 山口県周南市児玉町2-5-1 三星児玉ハイツ1階 弁護士法人広島メープル法律事務所周南事務所  
 相続財産清算人 弁護士 吉村 友和  
 催告期間満了日 令和8年10月30日  
 山口家庭裁判所周南支部

**令和8年(家)第6号**

徳島県海部郡牟岐町大字灘字下浜辺188番地7  
 申立人 宮内 秀子

本籍徳島県海部郡牟岐町大字灘字宮田185番地23、最後の住所徳島県海部郡牟岐町大字灘字宮田185番地23、死亡の場所徳島県海部郡牟岐町、死亡年月日推定令和7年6月23日、出生の場所徳島県海部郡牟岐町、出生年月日昭和37年4月3日、職業無職  
 被相続人 亡 川邊 裕一  
 徳島県阿南市宝田町川原13-1 T&S宝田103

相続財産清算人 弁護士 大八木 孝  
 催告期間満了日 令和8年10月10日  
 徳島家庭裁判所牟岐出張所

**令和7年(家)第7447号**

福岡市中央区天神3丁目14番31号  
 申立人 社会福祉法人野の花学園  
 本籍福岡県福岡市東区奈多3丁目540番地、最後の住所福岡県福岡市西区今津4820番地2第一野の花学園、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和7年7月12日、出生の場所福岡県筑紫郡那珂町、出生年月日昭和27年2月8日、職業無職  
 被相続人 亡 今林 達男  
 事務所福岡市中央区赤坂1丁目13番28号ロマネスク赤坂301号  
 相続財産清算人 弁護士 岩城 和代  
 催告期間満了日 令和8年11月13日  
 福岡家庭裁判所

**令和8年(家)第3003号**

福岡市早良区高取1丁目1番28-601号 高取1丁目公園住宅  
 申立人 平石 泰子  
 本籍福岡県田川市大字夏吉286番地、最後の住所福岡県直方市大字山部420番地8、死亡の場所福岡県飯塚市、死亡年月日令和7年8月14日、出生の場所福岡県田川市、出生年月日昭和34年12月15日、職業無職  
 被相続人 亡 山倉のぶ子  
 福岡県田川市栄町1-5 大城ビル2階 田川市役所前法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 森竹 卓郎  
 催告期間満了日 令和8年9月30日  
 福岡家庭裁判所直方支部

**令和7年(家)第6086号**

長崎県佐世保市松山町456番地  
 申立人 水町 義記

本籍長崎県佐世保市松山町456番地、最後の住所長崎県佐世保市松山町456番地、死亡の場所長崎県佐世保市、死亡年月日令和6年3月27日、出生の場所長崎県佐世保市、出生年月日昭和29年1月16日、職業無職  
 被相続人 亡 水町 房子  
 長崎県佐世保市木場田町2番4号  
 相続財産清算人 司法書士 西山 秀樹  
 催告期間満了日 令和8年9月30日  
 長崎家庭裁判所佐世保支部

**令和7年(家)第724号**

東京都千代田区麹町5丁目2番地1  
 申立人 株式会社オリエントコーポレーション  
 本籍宮崎県日向市永江町1丁目88番地2、最後の住所宮崎県日向市永江町1丁目88番地2、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日平成31年2月9日、出生の場所福岡県鞍手郡鞍手町、出生年月日昭和24年3月4日、職業不明  
 被相続人 亡 日高 昌則  
 宮崎市丸島町2-22 AKHR301  
 相続財産清算人 弁護士 宮本 広志  
 催告期間満了日 令和8年10月9日  
 宮崎家庭裁判所日向出張所

**令和8年(家)第19号**

宮崎県日向市大字財光寺3609番地65  
 申立人 池田 実希  
 本籍宮崎県延岡市古城町1丁目2番地5、最後の住所宮崎県日向市大字財光寺1565番地2、死亡の場所宮崎県延岡市、死亡年月日令和7年11月20日、出生の場所宮崎県延岡市、出生年月日昭和49年8月21日、職業無職  
 被相続人 亡 宮田 一郎  
 事務所宮崎県日向市大字財光寺3247番地  
 相続財産清算人 司法書士 山之内善徳  
 催告期間満了日 令和8年10月9日  
 宮崎家庭裁判所日向出張所

**令和7年(家)第637号**

青森県八戸市内丸2丁目1番42号 サンロード内丸内  
 申立人 サンロード内丸管理組合  
 本籍青森県八戸市内丸2丁目1番、最後の住所青森県八戸市内丸2丁目1番42号 サンロード内丸401、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日推定令和6年10月19日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和38年12月30日、職業不明  
 被相続人 亡 木村 聡

青森県八戸市根城5丁目13番17号 弁護士法人たいう総合法律経済事務所  
 相続財産清算人 弁護士 小西 秀明  
 催告期間満了日 令和8年10月16日  
 青森家庭裁判所八戸支部

**令和7年(家)第2140号**

山形県東根市柏原2丁目2-3  
 申立人 柴田 公子  
 本籍山形県東根市神町西2丁目1番、最後の住所山形県西村山郡河北町、死亡年月日令和7年5月30日、出生の場所山形県最上郡西小国村、出生年月日昭和19年6月10日、職業無職  
 被相続人 亡 柳田 和子  
 事務所山形市十日町1丁目1番35号リモージュ21ビル8階石垣法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 石垣 肇之  
 催告期間満了日 令和8年10月16日  
 山形家庭裁判所

**令和8年(家)第2004号**

東京都港区浜松町2丁目3番1号  
 申立人 リサーチ債権回収株式会社  
 本籍山形県米沢市窪田町窪田65番地7、最後の住所山形県米沢市窪田町窪田65番地の7、死亡の場所山形県米沢市、死亡年月日令和6年12月24日頃、出生の場所山形県東村山郡豊田村、出生年月日昭和13年7月17日、職業不明  
 被相続人 亡 鈴木 正志  
 事務所山形県米沢市金池8丁目2番2号 鶴巻ビル 阿部法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 阿部 哲  
 催告期間満了日 令和8年10月5日  
 山形家庭裁判所米沢支部

**令和8年(家)第20001号**

栃木県矢板市鹿島町16番7号  
 申立人 山本 理佐  
 本籍栃木県真岡市根本1053番地3、最後の住所栃木県矢板市鹿島町16番7号、死亡の場所栃木県矢板市、死亡年月日令和7年11月23日、出生の場所栃木県真岡市、出生年月日昭和35年6月24日、職業無職  
 被相続人 亡 瀬尾 浩美  
 事務所栃木県大田原市末広1-1-32三浦ビル2階潮田賢治法律事務所  
 相続財産清算人 弁護士 潮田 賢治  
 催告期間満了日 令和8年10月5日  
 宇都宮家庭裁判所大田原支部

**令和7年(家)第2103号**

長崎県大村市桜馬場1丁目413番地4 ディアス桜馬場A棟202

申立人 寺田 浩治

本籍群馬県太田市由良町1176番地4、最後の住所群馬県太田市由良町1176番地4、死亡の場所群馬県太田市、死亡年月日平成20年12月19日、出生の場所群馬県新田郡太田町、出生年月日昭和17年1月31日、職業不明  
被相続人 亡 寺田 儀春

事務所群馬県前橋市大手町3-4-1 足立・永木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 永木 裕介

催告期間満了日 令和8年10月5日

前橋家庭裁判所太田支部

**令和7年(家)第7028号**

福島県双葉郡富岡町大字本岡字大塚622番地の1

申立人 富岡町長 山本 育男

本籍福島県福島市荒井字台16番地、最後の住所福島県南相馬市原町区上北高平字高松387番地 高松ホーム、死亡の場所福島県南相馬市、死亡年月日令和6年10月26日、出生の場所福島県信夫郡平田村、出生年月日昭和29年1月2日、職業無職

被相続人 亡 穴戸 精一

福島県南相馬市原町区大町1丁目25番地弁護士法人新開法律事務所 南相馬事務所

相続財産清算人 弁護士 北目 哲郎

催告期間満了日 令和8年10月31日

福島家庭裁判所相馬支部

**令和8年(家)第7002号**

埼玉県さいたま市桜区大字下大久保1152番地

申立人 荒 ミイ子

本籍福島県相馬郡新地町谷地小屋字北狼沢6番地、最後の住所福島県相馬郡新地町小川字川向18番地 新地ホーム、死亡の場所福島県相馬郡新地町、死亡年月日令和7年3月9日、出生の場所福島県相馬郡新地町、出生年月日昭和15年8月9日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 長男

福島県南相馬市原町区高見町2丁目103番地みちのくの風法律事務所

相続財産清算人 弁護士 後反 拓也

催告期間満了日 令和8年10月31日

福島家庭裁判所相馬支部

**令和6年(家)第72765号**

大分県別府市鶴見3丁目21番20号

申立人 宮川 澄子

本籍東京都江東区亀戸7丁目39番、最後の住所東京都江東区亀戸7丁目39番5-805号、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和6年2月16日、出生の場所大分県別府市、出生年月日昭和40年6月16日、職業会社員  
被相続人 亡 嶋田 剛  
事務所東京都新宿区新宿2丁目1番5号パークサイドスクエア4階 御苑前総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松木 弓子

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第73001号**

兵庫県養父市八鹿町下網場488-8

申立人 山田 治

本籍兵庫県養父市八鹿町下網場261番地、最後の住所東京都練馬区小竹町1丁目63番1-304号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日推定令和7年8月3日、出生の場所兵庫県養父郡八鹿町、出生年月日昭和24年1月24日、職業不明

被相続人 亡 山田 晴一

事務所東京都渋谷区代々木2-5-1 羽田ビル802号室 新宿南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 土肥 尚子

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第7332号**

東京都千代田区神田錦町3丁目13番地

申立人 みずほ信用保証株式会社

本籍東京都足立区日ノ出町18番地17、最後の住所東京都板橋区新河岸3丁目6番14号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成31年4月21日、出生の場所福島県大沼郡西山村、出生年月日昭和15年9月15日、職業不明  
被相続人 亡 天野 喜穂

事務所東京都千代田区神田神保町3丁目23番地新聞之新聞ビル305号室 菅野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 菅野 光明

催告期間満了日 令和8年10月31日

東京家庭裁判所

**相続財産清算人の改任**

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

**令和8年(家)第6012号**

申立人 職権

本籍茨城県取手市戸頭7丁目7番、最後の住所茨城県取手市戸頭7丁目7番22-104号、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日平成28年10月27日、出生の場所東京市杉並区、出生年月日昭和11年1月29日、職業無職  
被相続人 亡 古川 湧二  
事務所茨城県牛久市牛久町279番地1 千秋ビル4階 白岩法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 白岩 大樹  
事務所茨城県取手市新町1丁目8番38号 新町第6ビル4階 ふれあい通り法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 千葉真理子  
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出てください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

**令和8年(へ)第1号**

福島県南相馬市小高区岡田字仲川原田155番地

申立人 松本 光信

権利の届出の終期 令和8年7月3日

令和8年3月3日 相馬簡易裁判所  
(別紙) 目録

(1)土地 南相馬市小高区岡田字塩行91番1

田 792平方メートル

(2)登記年月日番号 福島地方務局相馬支局明治27年1月24日登記(受付番号なし)

**(3)登記した権利の内容**

登記の目的 抵当権設定

原因 明治27年1月24日書入

債権価格 米13俵

利息 年2割

債務者 相馬郡小高町岡田5番地

金谷 徳藏

抵当権者 相馬郡小高町岡田161番地

村井 新松

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和7年(家)第4423号**

大阪市北区西天満1丁目2番5号大阪J Aビル13階

申立人 康 由美

国籍不明、従来の住所大阪市生野区桃谷2丁目12番20号

不在者 玄 才玉

生年月日不明

届出期間満了日 令和8年7月8日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第281号**

広島市安芸区船越2丁目43番10-202号

申立人 河野 修世

本籍広島県呉市天応西条3丁目854番地1、最後の住所広島県福山市駅家町大字上山守235番地

不在者 中佐古泰秀

昭和39年4月28日生

届出期間満了日 令和8年7月10日

広島家庭裁判所福山支部

**令和7年(家)第8623号**

東京都小平市花小金井7丁目6番1-514号

申立人 河野 源

本籍宮崎県串間市大字西方14993番地、最後の住所不明

不在者 河野 宏

昭和15年6月11日生

届出期間満了日 令和8年7月7日

東京家庭裁判所

令和8年(家)第2201号

千葉県県戸市六実2丁目41番地の9レオパレスイシイ102号  
申立人 加藤 孝  
本籍東京都杉並区宮前1丁目23番地、最後の住所アメリカ合衆国  
不在者 加藤 賢子  
大正13年5月1日生  
届出期間満了日 令和8年7月14日  
東京家庭裁判所

令和7年(家)第691号

岐阜市弥生町5番地  
申立人 山中 博史  
本籍岐阜県岐阜市弥生町5番地、最後の住所岐阜市弥生町5番地  
不在者 大野千代子  
昭和13年3月25日生  
届出期間満了日 令和8年7月9日  
岐阜家庭裁判所

令和7年(家)第139号

鹿児島県薩摩川内市宮内町1606-1  
申立人 八丸 久子  
本籍鹿児島県薩摩川内市五代町666番地、最後の住所不在者の本籍と同じ  
不在者 上蘭 芳弘  
昭和19年10月15日生  
届出期間満了日 令和8年7月10日  
鹿児島家庭裁判所川内支部

失踪宣告

令和7年(家)第574号

本籍青森県青森市中央1丁目25番地14、最後の住所青森県青森市大字浦町字野脇37番地  
不在者 田中さち子  
昭和22年10月7日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
青森家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第151号

本籍茨城県ひたちなか市大字高場2581番地22、最後の住所茨城県笠間市福田1895番地5大化工業社員寮  
不在者 渡辺 敦司  
平成10年8月23日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
水戸家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1846号

本籍島根県仁多郡奥出雲町三成300番地、最後の住所東京都大田区大森西5丁目12番4号仁平荘  
不在者 廣野 充  
昭和44年2月28日生  
令和8年3月7日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第2078号

本籍神奈川県横浜市神奈川区松本町3丁目27番地3、最後の住所横浜市神奈川区松本町3丁目27番地3  
不在者 関根スザンマリ  
昭和28年11月24日生  
令和8年3月6日失踪宣告審判確定  
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第154号

本籍静岡県御殿場市西田中549番地1、最後の住所静岡県御殿場市茱萸沢1287番地の1C O Z Yレオ101  
不在者 工藤 一志  
昭和38年9月22日生  
令和8年3月5日失踪宣告審判確定  
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ハ)第1号

亡宮岡静江の最後の住所埼玉県狭山市大字下奥富2394番地の1  
申立人 亡宮岡静江相続財産  
代表者相続財産清算人 弁護士 樋川 雅一  
権利の届出の終期 令和8年3月2日  
令和8年3月4日 川越簡易裁判所 (別紙) 目録

- 1 所在 狭山市大字下奥富字富2414番2 450平方メートル
- 2 登記年月日番号 さいたま地方法務局所沢支局 大正15年2月15日受付第405号
- 3 登記した権利の内容  
順位番号 1  
登記の目的 賃借権設定仮登記  
原因 大正15年2月15日設定

借賃 1年5円  
存続期間 大正15年2月15日より大正25年2月14日まで10年  
特約 譲渡、転賃ができる  
権利者 狭山市大字下奥富222番地  
溝呂木勘太郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和8年(フ)第11号

山形県酒田市大宮町3丁目26番13号  
債務者 株式会社イソキ  
代表者代表取締役 和嶋 淳  
1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 仲野 純一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時45分  
山形地方裁判所酒田支部

令和8年(フ)第13号

神戸市東灘区西岡本6丁目11番1-505号  
債務者 株式会社福学舎 (旧商号:株式会社Life Kit.)  
代表者代表取締役 鋤田 香名  
1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 高橋 誠  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月26日午前11時30分  
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年(フ)第505号

大阪府東大阪市新家西町17番27号  
債務者 ファッションパッケージ株式会社  
代表者代表取締役 平井 稔啓  
1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 知識 利紘  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午後2時  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第59号

岐阜県高山市奥飛騨温泉郷一重ヶ根503番地  
債務者 有限会社白樺荘  
代表者取締役 荒井 進

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 阪下 六代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後3時  
岐阜地方裁判所高山支部破産係

令和8年(フ)第275号

札幌市白石区菊水4条2丁目1番6号  
債務者 アルファビューテック株式会社  
代表者代表取締役 鈴木 嘉弘  
1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 黒田 学  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第784号

熊本県宇城市不知火町長崎1770番地  
債務者 株式会社宮本建設  
代表者代表取締役 宮本 昭博  
1 決定年月日時 令和8年3月11日午後2時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 坂本 達彦  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前10時  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和8年(フ)第9号

熊本県球磨郡あさぎり町上北1448番地の25  
債務者 有限会社ファッションスカイ  
代表者取締役 竹本 信二  
1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小西 直樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前11時  
熊本地方裁判所人吉支部

令和8年(フ)第227号

名古屋市中区区服部3丁目501番地  
債務者 有限会社タムサービス  
代表者代表取締役 中原 正人  
1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 篠田 篤  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第43号**

福島県いわき市小名浜字辰巳町43番地の9  
債務者 株式会社アクアマリンパークウエアハウス

代表者代表取締役 鈴木 泰弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 湊 一将
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午後2時

福島地方裁判所いわき支部

**令和8年(フ)第108号**

栃木県河内郡上三川町大字上神主469番地1

債務者 株式会社協心工業

代表者代表取締役 関本 憲生

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 直樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時20分

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和8年(フ)第17号**

愛媛県四国中央市寒川町563番地

債務者 株式会社佐々木エンジニアリング

代表者代表取締役 佐々木 禎子

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板谷 淳一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月12日午前10時

松山地方裁判所西条支部

**令和7年(フ)第3331号**

横浜市中区山下町25番地16

債務者 株式会社ファイブスター

代表者代表清算人 米山 孝行

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上升 栄治
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第3352号**

横浜市金沢区能見台通2-10坂井ビル2階

債務者 株式会社スタディーオン

代表者代表取締役 清水 洋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 達生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前11時

横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第278号**

横浜市中区蓬莱町2丁目6番地5アルテビル402

債務者 株式会社のぞみハウス

代表者代表取締役 田代 光宏

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山村 健一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前10時30分

横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第106号**

栃木県宇都宮市砥上町957番地4

債務者 株式会社Spread like in japan

代表者代表取締役 野村 好弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹澤 一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月26日午前10時

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第377号**

茨城県ひたちなか市新光町38番地ひたちなか

テクノセンターA201-1

債務者 株式会社bridge

代表者代表取締役 松本 晃嗣

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 武田 隆志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月15日午後4時

水戸地方裁判所

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和8年(フ)第4号**

鹿児島県大島郡徳之島町亀津7690番地 大船町住宅2号棟13号

債務者 武田 昌美

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野間 修平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで

鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和8年(フ)第22号**

山形県西置賜郡飯豊町大字白川63番地

債務者 鈴木 良則

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒井 賢二
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで

山形地方裁判所米沢支部

**令和8年(フ)第62号**

京都市北区紫竹北栗栖町10番地の5

債務者 伊藤 康子

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今井 良輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月3日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月20日まで

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和8年(フ)第65号**

神奈川県伊勢原市串橋275番地の2 ユニヴェール C202号

債務者 藤田 祥子(旧姓田地)

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和8年(フ)第66号**

神奈川県伊勢原市串橋275番地の2 ユニヴェール C202号、住民票上の住所神奈川県秦野市堀山下713番地の3

債務者 田地 彩音

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月21日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年(フ)第2033号**

千葉県八千代市米本1359番地 米本団地3街区41棟306号

債務者 天野 雪男

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲富 彬
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月22日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第5号**

山口県周南市岐山通2丁目11番地 江村建設ビル301号

債務者 伊ヶ崎一昭

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 椎木 謙太
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月16日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで

山口地方裁判所周南支部

**令和8年(フ)第256号**

千葉県花見川区浪花町19番地33  
債務者 中臺 顕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町田 敬
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月8日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月1日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第226号**

千葉県船橋市旭町4丁目20番12号  
債務者 青地 仁

- 1 決定年月日時 令和8年3月5日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西谷 升孝
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前11時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第245号**

千葉市中央区鵜の森町15番12号  
債務者 田崎 潤一

- 1 決定年月日時 令和8年3月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大杉 洋平
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午前10時20分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第76号**

愛知県岡崎市大和町字荒田57番地10  
債務者 長谷部久幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中根 祐介
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月16日午後1時25分
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月2日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和8年(フ)第17号**

長野県岡谷市4769番地334 エンレイハイツ102

債務者 佐藤 由明

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 直哉
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月17日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月10日まで  
長野地方裁判所諏訪支部

**令和7年(フ)第220号**

富山市山室荒屋204番地1 グランディールⅢ102号

債務者 荒井 優子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 衛
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月18日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月11日まで  
富山地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第31号**

千葉県木更津市請西東3丁目17番地12

債務者 今村 勲

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 日名子 暁
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月19日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和8年6月12日まで  
千葉地方裁判所木更津支部

**令和8年(フ)第175号**

千葉県船橋市本町1丁目30番9号 Cube-205号

債務者 米川 雅大

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古谷 徹

- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月22日午前10時40分

- 6 免責意見申述期間 令和8年6月15日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第78号**

沖縄県中頭郡北谷町字浜川184番地 S-21

債務者 具志堅 学

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 當眞 正姫
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月15日午後1時10分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年6月8日まで  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和8年(フ)第24号**

山口県下関市彦島江の浦町3丁目6番22号  
債務者 永井 清忠

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三好 晃一
- 4 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年7月6日午後1時35分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年7月6日まで  
山口地方裁判所下関支部破産係

**令和8年(フ)第101号**

広島市安佐北区可部南4丁目18番33-203号  
債務者 古山 常雄

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 道
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午後1時30分

- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

- 7 免責意見申述期間 令和8年5月11日まで  
広島地方裁判所民事第4部

**令和8年(フ)第13号**

山口県柳井市新庄17番地5

債務者 磯崎税理士事務所こと 磯崎 博文

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白木健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月10日午前11時
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和8年6月16日まで  
山口地方裁判所岩国支部

**令和7年(フ)第248号**

福島県いわき市小名浜字船引場2番地の16、  
従前の住所福島県いわき市泉滝尻2丁目10番地の1 ピュアA-201

債務者 高橋 陸修

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月4日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
福島地方裁判所いわき支部

**令和8年(フ)第21号**

群馬県伊勢崎市今泉町2丁目822番地1、  
旧住所岐阜県羽島郡岐南町徳田6丁目72番地の1 (レフィナードエム B棟 103号室)

債務者 門倉 瞳 (旧姓小川)

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉原 信二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月9日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(フ)第39号**

群馬県館林市富士原町1057番地の269

債務者 中村 祐規

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 稲毛 正弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
前橋地方裁判所太田支部

**令和8年(フ)第305号**

横浜市神奈川区片倉2丁目8番29号 ブランニュー片倉102号

債務者 白川 優作

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 朝陽
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月13日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和8年(フ)第810号**大阪府豊中市上野西4丁目8番4-206号  
債務者 楠藤 泰子

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 坂井 俊介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月21日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第148号**

香川県坂出市室町3丁目4番5号 ラ・カーナS102号

債務者 宮本 将矢

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田岡 直博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
高松地方裁判所丸亀支部

**令和7年(フ)第1458号**

仙台市青葉区中山2丁目6番30号 ブラウド201

債務者 内田 昌孝

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉 展浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第194号**

仙台市泉区天神沢1丁目11番5号 セントヒルズ仙台B608

債務者 小野寺一正

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤間 環
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時25分
- 5 免責意見申述期間 令和8年5月8日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和8年(フ)第69号**

宮崎市大字内海7994番地16、住民票上の住所宮崎市生目台東4丁目4番地1 市営住宅198棟2号

債務者 永山 紗紀(旧姓日高)

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新井 貴博
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
宮崎地方裁判所破産係

**令和8年(フ)第30号**

宮崎県都城市都北町3600番地2 リヴィエールシャン都北町103

債務者 山元 隆之

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 大樹
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年(フ)第6226号**

大阪市福島区福島8丁目17番8号 不二ハイッ 202号

債務者 有方 準

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 辻 拓也
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第221号**

大阪府富田林市喜志新家町1丁目8番38号(5)

債務者 寄本紘一郎

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金水 孝真
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第420号**大阪府寝屋川市香里南之町36番34-2315号  
プランズタワー香里園ロジュマン2315号室

債務者 平野 典子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入江 祥大
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第724号**

大阪市鶴見区横堤1丁目11番104号 ラージヒル鶴見緑地 106

債務者 山本 望

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白川 謙三
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月12日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第132号**

宮崎県都城市久保原町3街区20の2号 小野田久保原貸家B棟、前住所长崎県佐世保市早岐1丁目4番48号 シンシアリー1501号

債務者 牧 章太

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹内 大樹
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
宮崎地方裁判所都城支部

**令和8年(フ)第112号**

千葉県船橋市東中山1丁目23番18号 ソーシャルコート西船橋208号

債務者 下橋 樺奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 紘章
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第207号**

千葉県市川市大野町4丁目3178番地2

債務者 山口 達央

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本田 真郷
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(フ)第317号**

千葉県浦安市北栄2-5-9 フロレゾン浦安101、住民票上の住所千葉県鎌ヶ谷市栗野475番地4

債務者 佐藤 麗奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大久保佳織
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(フ)第291号**

千葉県八街市砂555番地212、前住所千葉県八街市八街へ215-17

債務者 大野 恭史

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 秀大
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和8年(フ)第67号**

千葉県八街市榎戸501番地6

債務者 長嶋 美紗

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川さやか
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月7日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部

**令和8年(フ)第699号**

大阪市西淀川区野里1丁目4番18号 メゾンこがね 3F号室

債務者 竹森 健吾

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金 容洙
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月13日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第39号**

宮崎県宮崎市大字島之内40番地1

債務者 甲斐 俊作

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西山 律博
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで  
宮崎地方裁判所延岡支部

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和8年(フ)第28号**

山形市久保田2丁目4番3号 ダイヤ5久保田A 6号

債務者 太田 利奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第34号**

代替住所A (旧住所宮城県仙台市青葉区旭ヶ丘1丁目25番7号 メゾン杜104)

債務者 藤枝 美樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和8年(フ)第11号**

三重県鳥羽市浦村町1410番地1

債務者 濱田 和広

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月30日まで  
津地方裁判所伊勢支部破産係

**令和8年(フ)第4号**

岩手県宮古市南町15番27号 うまいやアパート22号室

債務者 田中 香

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和7年(フ)第1843号**

名古屋市守山区森孝2丁目225番地 特別養護老人ホームオーネスト紫花、従前の住所名古屋市守山区森孝1丁目108番地 第一香流荘2棟410号

債務者 阿部八重子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2584号**

愛知県春日井市柏井町3丁目166番地 パークサイド柏井2-C号

債務者 白水あゆみ

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3327号**

名古屋市中種区今池1丁目16番13号 セカンドパーティー7A

債務者 渡邊 光康

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第65号**

名古屋市瑞穂区田光町3丁目54番地 一番館ロイヤルヒルズ303号

債務者 富田みずす

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第89号**

愛知県瀬戸市高根町2丁目15番地 グランシャリオ A-202

債務者 土谷 栞

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第90号**

名古屋市港区入場1丁目1801番地 オータムテラス 102号

債務者 郭山成一こと KWAK SUNG I L 郭 成一

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第108号**

名古屋市中区大谷町2番47号 エルフ杉の木502号、従前の住所名古屋市中区喜多山2丁目7番2号 ジョイハイツ103号

債務者 齋藤 聖也

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第112号**

名古屋市中区宝生町2丁目1番地 宝生荘8棟203号

債務者 余語 利明

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第140号**

名古屋市中区神宮4丁目9番14号 新宮坂荘

債務者 S T工業こと 高島 真士

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第198号**

愛知県知多郡美浜町北方5丁目154番地

債務者 西村 洋子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第258号**

名古屋市中区大野町4丁目17番地の1 サンクレーア志賀402号

債務者 山口 由貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第262号**

名古屋市中区新栄1丁目26番7号 リアライズ栄211号

債務者 山田 涼平

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第309号**

名古屋市西区菊井1丁目2番7号 G・Lビルディング4C号  
債務者 古田 紀夫

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第346号**

名古屋市緑区大高町字神戸3番地の3  
債務者 鶴田 裕幸

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和8年(フ)第38号**

岡山県倉敷市川西町4番9号  
債務者 松尾 久志

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第40号**

岡山県倉敷市藤戸町天城1447番地1 ファミールMOMO 101号室  
債務者 杉浦 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第51号**

岡山県倉敷市北畝7丁目6番25号 グリナージュ203、転居前の住所岡山県倉敷市上東1009番地12 フレグランスガーデン102号室  
債務者 守安 紫帆

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第57号**

岡山県倉敷市真備町箭田2439番地 グループホーム住倉  
債務者 倉永 陽太

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**令和8年(フ)第57号**

長崎県長崎市大浦町9番36—402号  
債務者 鈴木 絵美

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
長崎地方裁判所民事部破産係

**令和8年(フ)第30号**

長崎県佐世保市金比良町2番13号 シュライコート407  
債務者 山口美保子

- 1 決定年月日時 令和8年3月6日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月1日まで  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和8年(フ)第963号**

大阪市浪速区浪速東3丁目10番1—1105号  
債務者 上良 愛奈

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月15日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年6月9日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和8年(フ)第27号**

島根県松江市西津田3丁目1番56号 ルミエール西津田201号  
債務者 大城 洋介

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年5月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月28日午前11時  
松江地方裁判所民事部

**破産手続廃止及び免責許可決定****令和7年(フ)第115号**

佐賀県小城市三日月町久米1858番地2、前住所佐賀県小城市三日月町織島2858番地6  
破産者 淵上 正弘

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第140号**

佐賀県三瀬村藤原2520番地  
破産者 島江龍太郎

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第205号**

佐賀県多布施2丁目12番14号、前住所佐賀県神野東3丁目12番10号 あやめ館内  
破産者 小柳 光央

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第165号**

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷177番地1 メゾンドブリーズ 203  
破産者 繁田 直弥

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第172号**

長崎県佐世保市早苗町240番地5、前住所長崎県佐世保市早岐2丁目35番7号  
破産者 佐々木秀記

- 1 決定年月日 令和8年3月6日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**令和7年(フ)第24号**

群馬県高崎市片岡町3丁目26番7号  
破産者 中村 幸司

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(フ)第213号**

群馬県高崎市大八木町2057番地1 横田コーポ101号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市巾尾町501番地1  
破産者 関口 正美

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年（フ）第256号**

群馬県藤岡市藤岡1356番地15 プリマメゾン205

破産者 古橋 昂明

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年（フ）第276号**

群馬県高崎市飯塚町811番地9 セイラBO X北高崎203号、前住所千葉県木更津市八幡台3丁目18番10号

破産者 花田 宗範

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年（フ）第292号**

大阪府泉南市新家3134番地

破産者 奥田 一人

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年（フ）第515号**

大阪府泉大津市なぎさ町1番15-3-1203号

破産者 勝井さとみ

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年（フ）第618号**

大阪府和泉市坪井町46番地、前住所大阪府堺市西区神野町1丁4番10号

破産者 エムズオートこと 南野 昌弘

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和7年（フ）第111号**

奈良県磯城郡田原本町大字新町187番地の1

破産者 吉田 創

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和7年（フ）第48号**

岡山県津山市八出524番地

破産者 田中 安広

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
岡山地方裁判所津山支部

**令和7年（フ）第94号**

福岡県嘉麻市鴨生257番地67

破産者 山下 翔伍

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**令和7年（フ）第316号**

福岡県小郡市小郡2277番地

破産者 鍋田 翔（旧姓鈴木）

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年（フ）第317号**

福岡県久留米市高良内町1053番地7

破産者 古川 陵雅

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年（フ）第61号**

鹿児島県大島郡徳之島町亀津944番地7

破産者 寛山 正樹

- 1 決定年月日 令和8年3月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
鹿児島地方裁判所名瀬支部2係

**令和7年（フ）第1331号**

北海道恵庭市有明町2丁目2番14-201号

破産者 岩瀬由美子（旧姓野村）

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第2322号**

札幌市手稲区星置1条6丁目20番23号

破産者 鈴木 祐也

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第2352号**

札幌市西区平和2条9丁目1番15号 コート・ドール平和6号

破産者 佐藤 佑介

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第2410号**

札幌市中央区南8条西1丁目13番地11 ハイップラザ81-305号

破産者 山田 典子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第202号**

宮城県仙台市青葉区二日町13番26-312号、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地166

破産者 海老子川奈央

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年（フ）第203号**

宮城県黒川郡大和町吉岡東2丁目6番地の4 ビレッジハウス大和2-206、開始決定時の住所岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割15番地166

破産者 皆川 裕子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年（フ）第357号**

盛岡市永井25地割62番地1 リビングタウン永井C-201号

破産者 遠藤 雄一

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年（フ）第1103号**

宮城県宮城郡利府町沢乙字深山87番地4 ヴィクトワールII101

破産者 小笠原法政

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1127号**

仙台市宮城野区苦竹1丁目8番3—606号、  
従前の住所仙台市宮城野区中野字寺前54番地  
アメニティーゾーン中野栄B—101

破産者 細川 英市

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第1293号**

仙台市若林区石名坂7番地 加藤ビル402  
破産者 西倉遼太朗

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第37号**

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町238番地4  
破産者 井口 貢

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第38号**

群馬県伊勢崎市赤堀鹿島町238番地4  
破産者 井口 久恵

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第23号**

群馬県邑楽郡大泉町東小泉3丁目9番44号  
ヴィラーチェB棟206号  
破産者 明石 貴雄

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第201号**

群馬県太田市龍舞町5343番地 ティアラ101号、  
住民票上の住所群馬県太田市東別所町48番地7

破産者 松本 翔

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
前橋地方裁判所太田支部

**令和7年(フ)第355号**

埼玉県行田市大字持田1655番地3 アイリス  
T・D102号

破産者 原野 鈴奈

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第380号**

埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元下389番地3

破産者 市川 久雄

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第391号**

埼玉県東松山市松本町2—3—3 グランド  
ハイツB202号室、住民票上の住所埼玉県比企郡吉見町大字久保田1487番地

破産者 森田 光一

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(フ)第188号**

埼玉県戸田市中町1丁目12番地の5 (メゾン  
ソレイユ303号室)、開始決定時の住所川崎市  
川崎区京町3丁目1番2—1412号

破産者 望月 英城

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第490号**

川崎市中原区上小田中2丁目21番1—209号

破産者 安田 裕貴

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第1762号**

名古屋市名東区猪子石3丁目1316番地、従前の住所大阪府豊中市宮山町4丁目19番30号

破産者 村瀬 京子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2664号**

愛知県あま市七宝町桂角田37番地 サンハイ  
ツ105号

破産者 酒井 秀樹

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2898号**

名古屋市中川区荒子4丁目317番地 マン  
ション扇菊303号、従前の住所名古屋市中川  
区高杉町260番地 第2高杉マンション502号

破産者 眞野 和宏

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第2990号**

愛知県春日井市勝川町西2丁目7番地 フェ  
リーチェ勝川605号、従前の住所愛知県春日  
井市上条町3丁目23番地2 コープ野村春日  
井南Ⅱ1303号

破産者 廣瀬 優

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和2年(フ)第707号**

大阪市平野区加美西1丁目18番24—605号、  
開始決定時大阪市平野区加美西2丁目5番  
17—201号

破産者 清水 喜博

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3810号**

大阪市平野区加美南4丁目4番5号 ラ・  
ヴィータ加美平野

破産者 泊野慶太郎

法定代理人成年後見人 高橋 政幸

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4012号**

大阪府豊中市向丘3丁目11番55—503号

破産者 西田 貴行

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4242号**

大阪市北区天神橋2丁目1番24号 スペース  
フォーリーブス 302号室

破産者 落合 紀子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第4625号**

大阪市平野区喜連東5丁目3番3-603号  
破産者 中 美智子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第690号**

神戸市兵庫区湊町1丁目4番18-201号  
破産者 藤原 由真

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第838号**

神戸市北区八多町下小名田306番地の1 グ  
ランディオーズオナダ101号、従前の住所兵  
庫県三田市富士が丘3丁目21番地1

破産者 久保 秀信

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第936号**

神戸市中央区浜辺通3-1-33-801、住民  
票上の住所京都府福知山市宇拝師949番地

破産者 荒川 泰正

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第958号**

神戸市灘区岩屋北町7丁目2番20-709号、  
従前の住所兵庫県西宮市北名次町8番18-  
213号

破産者 水嶋 良太

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第253号**

神戸市西区池上4丁目19番地の8 村上ハイ  
ツ104号

破産者 すこやかカイロプラクティック伊川谷  
院こと美容&カイロプラクティック~SOL  
A~こと 中谷 由美

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第92号**

奈良市瓦堂町9番地の1 シティホームズ瓦  
堂310号

破産者 金 華淑

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
奈良地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1152号**

広島市中区富士見町16番32-303号

破産者 跡治 行子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所破産係

**令和7年(フ)第1152号**

広島市中区富士見町16番32-303号

破産者 跡治 行子

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第195号**

広島県福山市西新涯町一丁目9番10号  
破産者 アーバンめがねこと 石田 伸

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和7年(フ)第302号**

福岡県久留米市津福本町1533番地4 コーポ  
スカイ203号

破産者 黒田 安史

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第523号**

大分市かたしま台1丁目17番地の283 Z E  
R O B A S E C

破産者 大石 仁

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第317号**

沖縄県沖縄市胡屋6丁目11番10号 城北マン  
ションP7-7C

破産者 徳盛 大輔

- 1 決定年月日 令和8年3月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**破産債権の届出期間及び一般  
調査期日**

**令和7年(フ)第307号**

北海道旭川市本町2丁目437番地の80 トキ  
ワの森 206

破産者 荒谷 美奈

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月10日午後4時  
令和8年3月12日 旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第105号**

茨城県取手市東6丁目43番15号  
破産者 義村 三郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月11日午後1時45  
分  
令和8年3月12日  
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和7年(フ)第2811号**

横浜市港北区新横浜2丁目5番13号加瀬ビル  
6階

破産者 株式会社J J

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
- 2 一般調査期日 令和8年7月1日午前10時  
令和8年3月12日  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第21号**

埼玉県秩父郡長瀬町大字野上下郷967番地  
破産者 株式会社松本商店

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
- 2 一般調査期日 令和8年5月29日午後1時30  
分  
令和8年3月11日  
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**令和7年(フ)第1364号**

札幌市厚別区厚別東3条3丁目4番25号  
破産者 打矢 憲弘

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月3日午前11時  
令和8年3月11日  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第2103号**

埼玉県和光市本町26番16号  
破産者 合同会社フォアフロントサービス

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午前10時  
令和8年3月11日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第2104号**

埼玉県川口市東領家3丁目26番6号 グラン  
シャリオ101号、旧住所埼玉県新座市栄5丁  
目6番5号 第三グリーンハイツ105号室

破産者 関田 真郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 2 一般調査期日 令和8年6月17日午前10時  
令和8年3月11日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年（フ）第2912号**

大阪府守口市豊秀町2丁目14番1—504号、  
前住所大阪府守口市佐太中町4丁目19番13—  
1120号

破産者 栗山 朗

- 破産債権の届出期間 令和8年4月20日まで
- 一般調査期日 令和8年5月21日午後2時  
令和8年3月12日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第559号**

埼玉県入間市久保稲荷5丁目7番地7

破産者 佐藤 功

- 破産債権の届出期間 令和8年4月22日まで
- 一般調査期日 令和8年6月3日午後2時10分  
令和8年3月11日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年（フ）第32号**

兵庫県美方郡香美町香住区守柄1520番地

破産者 小畑 明

- 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
- 一般調査期日 令和8年6月16日午前11時40分  
令和8年3月12日

神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**令和7年（フ）第103号**

広島県呉市広古新開4丁目3番6号 102号  
室

破産者 New Companyこと 津口  
新

- 破産債権の届出期間 令和8年4月23日まで
- 一般調査期日 令和8年5月28日午前10時  
令和8年3月12日 広島地方裁判所呉支部

**令和6年（フ）第530号**

埼玉県川越市大字山田1459番地

破産者 有限会社戸田食品工業所

- 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 一般調査期日 令和8年6月17日午後1時40分  
令和8年3月12日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年（フ）第2081号**

大阪府箕面市如意谷3丁目134番地1 箕面  
如意谷住宅8号棟2階205号室、開始決定時  
大阪府箕面市新稲7—5—16—203、前住所：  
大阪府箕面市西小路5丁目2番37号（101  
号）、住民票上の住所：大阪府箕面市如意谷  
3丁目8番8—205号

破産者 明谷 成圭

- 破産債権の届出期間 令和8年4月24日まで
- 一般調査期日 令和8年6月1日午後2時40分  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第2097号**

札幌市白石区東札幌2条4丁目5番10—201  
号

破産者 坂本 雅史

- 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 一般調査期日 令和8年6月10日午後1時30分  
令和8年3月11日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第2319号**

札幌市豊平区西岡3条13丁目8番1号

破産者 キムラ産業株式会社

- 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 一般調査期日 令和8年6月10日午前11時  
令和8年3月11日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第490号**

京都府宇治市小倉町堀池21—22、開始決定時  
の住所京都府宇治市横島町一ノ坪26番地の3  
巨椋の郷

破産者 金山 玄右

- 破産債権の届出期間 令和8年4月30日まで
- 一般調査期日 令和8年6月17日午前11時  
令和8年3月12日

京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年（フ）第14号**

滋賀県長浜市湖北町海老江565番地3

破産者 織田 修

- 破産債権の届出期間 令和8年5月11日まで
- 一般調査期日 令和8年6月9日午前11時  
令和8年3月10日

大津地方裁判所長浜支部破産係

**債権者集会招集****令和5年（フ）第2648号**

（最後の住所）大阪市住吉区苅田9丁目13番  
6—907号、前住所大阪市住吉区沢之町1丁  
目9番16—401号

破産者 被相続人亡山野哲弥相続財産

- 期日 令和8年4月27日午後3時
- 会議の目的 破産手続廃止に関する意見の聴  
取、破産管財人の任務終了による計算の報告  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終  
了による計算の報告書の提出があった。破産法89  
条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以  
下の期間内に裁判所に異議を述べなければなら  
ない。

**令和7年（フ）第134号**

宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4073番地6

破産者 佐々木千佐子

異議申述期間 令和8年4月22日まで

令和8年3月11日 宮崎地方裁判所都城支部

**令和7年（フ）第973号**

埼玉県所沢市大字山口340番地の1 グリー  
ンハイム岡田C—105

破産者 猪股 宏司

異議申述期間 令和8年4月30日まで

令和8年3月11日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年（フ）第2050号**

千葉県船橋市宮本9丁目11番1—604号

破産者 中家 良夫

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月12日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（フ）第2051号**

千葉県船橋市宮本9丁目11番1—604号

破産者 中家 和子（旧姓吉田）

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月12日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（フ）第2173号**

千葉県船橋市本中山3丁目4番26号

破産者 浅田 勇樹

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月10日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年（フ）第339号**

千葉県富里市七栄524番地167（グランディール  
富里II—304）

破産者 小堀 昌宏

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月11日 千葉地方裁判所佐倉支部

**令和7年（フ）第2851号**

大阪府守口市南寺方北通1丁目4番9号

破産者 株式会社鴛尾鉄工所

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第6002号**

大阪府東大阪市大蓮南3丁目5番2号

破産者 まごころ弁当大蓮店こと 今津 恵美

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第6014号**

大阪市西区西本町1丁目8—2 三晃ビル  
808

破産者 有限会社ディーツ—

異議申述期間 令和8年5月7日まで

令和8年3月12日

大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見  
申述期間****令和7年（フ）第4766号**

大阪府吹田市垂水町1丁目41番13号

破産者 岡部 由美

免責意見申述期間 令和8年5月11日まで

令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第7037号**

東京都中央区勝どき1丁目8—1—4206、開  
始決定時の住所東京都江東区豊洲3丁目6—  
5—4305

破産者 廣田都運こと 片 鐘漢

免責意見申述期間 令和8年5月25日まで

令和8年3月11日

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手続開始**

**令和8年(再イ)第31号**

埼玉県戸田市大字新曾1731番地の2(205号室)

再生債務者 堀 裕貴

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第35号**

千葉県稲毛区轟町5丁目2番30号 ウイズ西千葉508号

再生債務者 鎌田 祐輔

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(再イ)第39号**

千葉県船橋市習志野台8丁目5番27号

再生債務者 湯浅 裕一

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和8年(再イ)第1号**

山口県熊毛郡平生町大字佐賀3775番地の40

再生債務者 西岡 一博

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月1日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月22日まで

山口地方裁判所岩国支部

**令和8年(再イ)第25号**

札幌市白石区南郷通3丁目北4番14-403号

再生債務者 中西 章人

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月16日から令和8年4月23日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和8年(再イ)第4号**

青森県むつ市中央2丁目9番50号 エヌコーポ中央1-F号室

再生債務者 相米 伸

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

青森地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第58号**

愛媛県松山市高砂町2丁目1番地27 ゴールデンハイツ高砂605号

再生債務者 平野 一真

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

松山地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第2号**

愛媛県大洲市西大洲甲963番地 パストラルガーデン花

再生債務者 向井 優暉

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月2日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月16日まで

松山地方裁判所大洲支部

**令和8年(再イ)第9号**

岡山市南区浜野3丁目17番33号 シャンティ-浜野102

再生債務者 早川 貴謙

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月27日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第16号**

岡山県倉敷市林1758番地2

再生債務者 立花 守

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月6日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月27日まで

岡山地方裁判所第3民事部

**令和8年(再イ)第32号**

東京都足立区辰沼2-7-23-203

再生債務者 増田 譲司

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第79号**

東京都葛飾区西水元2-5-15

再生債務者 高瀬 健太

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第81号**

東京都杉並区阿佐谷南1-33-24-101(住民票上の住所) 福岡県北九州市小倉南区吉田にれの木坂1-5-6

再生債務者 丸山 圭介

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第84号**

東京都大田区南蒲田1-14-9-304

再生債務者 冲山 祐一

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第86号**

東京都東大和市上北台3-390-1-112

再生債務者 宮崎 一法

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第93号**

東京都練馬区北町3-19-3-101

再生債務者 亀尾 橋平

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第110号**

東京都北区上十条3-20-2-304

再生債務者 西宮 匠人

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月21日から令和8年5月12日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第24号**

神戸市垂水区朝谷町3番地の1

再生債務者 バイクショップBSBこと吉松組

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令和8年4月28日まで

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第32号**

福島県いわき市久之浜町久之浜字南荒蒔15番地の3

再生債務者 水野谷三和子

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

福島地方裁判所いわき支部

**令和7年(再イ)第72号**

茨城県東茨城郡茨城町大字駒場3579番地1

再生債務者 横田 治

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

水戸地方裁判所

**令和8年(再イ)第6号**

茨城県東茨城郡大洗町磯道62番地の2

再生債務者 氏家 真人

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

水戸地方裁判所

**令和8年(再イ)第1号**

茨城県鹿嶋市大字林577番地5

再生債務者 川井 利一

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

水戸地方裁判所麻生支部

**令和7年(再イ)第53号**

埼玉県児玉郡上里町七本木2458-13ハイツノアノアA201(住民票上の住所)茨城県取手市紫水一丁目5番地3

再生債務者 板倉 泰之

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和7年(再イ)第61号**

埼玉県比企郡小川町大字飯田381番地10

再生債務者 辻本 幸一

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和8年(再イ)第22号**

東京都江戸川区西小松川町27-11 ハイネスコートA301

再生債務者 大越 隆

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第46号**

東京都練馬区北町2-4-1-510

再生債務者 永井 敦

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和8年(再イ)第10号**

川崎市多摩区堰2丁目11番22号 多摩エスperia 301

再生債務者 橋本 雅徳

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和8年(再イ)第1号**

長野県伊那市狐島4191番地1

再生債務者 北澤 一樹

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後4時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月13日まで

長野地方裁判所伊那支部

**令和8年(再イ)第48号**

大阪市鶴見区今津中2丁目5番2-1005号

再生債務者 秋山 英明

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第34号**

奈良県磯城郡田原本町大字八尾430番地の33

再生債務者 園田 尚弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和8年(再イ)第2号**

和歌山県紀の川市桃山町調月1374番地14

再生債務者 奥野 晃弘

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(再イ)第6号**

香川県丸亀市今津町3-3メゾンディオールⅢB101号室(住民票上の住所)松山市平井町甲2322番地4

再生債務者 田村 慶太

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時30分

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

高松地方裁判所丸亀支部

**令和8年(再イ)第4号**

長崎県大村市富の原2丁目1935番地41

再生債務者 大島 修

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年5月7日まで

長崎地方裁判所大村支部

**令和8年(再イ)第1号**

熊本県阿蘇市西小園934番地1 ラシーネA202

再生債務者 今村 俊介

1 決定年月日時 令和8年3月11日午後1時30分

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令和8年4月30日まで

熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

**令和7年(再イ)第25号**

山形県上山市宮脇52番地

再生債務者 堀井 奨

1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで

4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

山形地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第5号**

山形県寒河江市大字柴橋2495番地の2 INFINITY SAGAE I102  
再生債務者 増沢 陽奈 (旧姓和南城)

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月7日まで

山形地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第74号**

群馬県前橋市岩神町2丁目9番2号  
再生債務者 山越 学

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月14日まで

前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和8年(再イ)第7号**

新潟市東区岡山81番地13  
再生債務者 堀川 勝己

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月14日まで

新潟地方裁判所民事部

**令和8年(再イ)第1号**

大分県佐伯市城南町27番18号  
再生債務者 成迫 健児

- 1 決定年月日時 令和8年3月12日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月9日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月23日から令和8年5月14日まで

大分地方裁判所佐伯支部

**小規模個人再生による書面決議に付する決定**

**令和7年(再イ)第477号**

東京都世田谷区太子堂2-20-30 オープ2N  
再生債務者 富永 洋太

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

令和8年3月10日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第490号**

東京都八王子市千人町1-10-3-310 (住民票上の住所) 東京都日野市豊田3-34-3-209  
再生債務者 遠藤 大輔

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第505号**

東京都葛飾区東水元4-11-19-101  
再生債務者 山口 良光

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第516号**

東京都江戸川区中葛西1-4-20 NFビル203  
再生債務者 松田マリナ (旧姓塩見)

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月27日まで

東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第220号**

千葉県船橋市旭町1丁目15番21号  
再生債務者 田中 昭人

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月30日まで

令和8年3月11日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第439号**

東京都文京区水道2-8-8-401 (申立時の住所) 東京都渋谷区神宮前5-13-16  
再生債務者 森 雅士

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月30日まで

令和8年3月11日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第555号**

東京都江戸川区南葛西2-11-3-102  
再生債務者 柿沼 真実

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月30日まで

令和8年3月11日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再イ)第191号**

埼玉県川口市大字東内野481番地の4  
再生債務者 齋藤 貴仁

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月31日まで

令和8年3月10日  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第18号**

山形県酒田市宮野浦1丁目20番15号  
再生債務者 佐藤 幸美

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで

令和8年3月11日 山形地方裁判所酒田支部

**令和7年(再イ)第31号**

栃木県栃木市大平町西水代2900番地4  
再生債務者 渡邊 茂弥

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで

令和8年3月9日  
宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和7年(再イ)第286号**

名古屋市名東区扇町3丁目53番地 グリーンコーポ星ヶ丘南303号  
再生債務者 船本 高弘

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月2日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで

令和8年3月11日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第301号**

名古屋市守山区森孝東2丁目814番地 森孝西住宅1棟201号  
再生債務者 小嶋三千代

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月26日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月1日まで

令和8年3月11日  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第112号**

東京都立川市錦町1丁目22番4号  
再生債務者 水野 修

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月27日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで

令和8年3月12日  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第149号**

東京都昭島市郷地町3丁目10番6-204号  
再生債務者 武藤 航

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで

令和8年3月12日  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第48号**

神奈川県厚木市温水西2丁目33番27号  
再生債務者 佐藤 正則

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年3月9日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年4月2日まで

令和8年3月12日  
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**令和7年(再イ)第109号**

静岡県駿河区弥生町1番7号 ソレアード弥生205

再生債務者 川島 潤

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月12日

静岡県地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第59号**

静岡県浜松市浜名区西美蘭241番地 サンアペニユーA 102号室

再生債務者 藤井 未来

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月12日

静岡県地方裁判所浜松支部再生係

**令和7年(再イ)第15号**

福岡県八女市室岡776番地7

再生債務者 江田 貴子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月12日

福岡地方裁判所八女支部個人再生係

**令和7年(再イ)第52号**

大分県由布市湯布院町川南885番地2

再生債務者 首藤 義昭

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月10日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月12日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(再イ)第17号**

大分県中津市大字角木207番地20

再生債務者 大藪 利奈

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月2日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月2日まで  
令和8年3月12日

大分地方裁判所中津支部個人再生係

**令和7年(再イ)第37号**

栃木県下野市上古山71番地12

再生債務者 高橋 信彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月6日まで  
令和8年3月12日

宇都宮地方裁判所栃木支部

**令和7年(再イ)第189号**

大阪府門真市千石東町12番11号

再生債務者 岩本 拓馬

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第362号**

大阪市東成区中本4丁目7番9号

再生債務者 高木 昭宏

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第438号**

大阪市西淀川区佃1丁目14番4号

再生債務者 加福 亘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第539号**

大阪府高槻市富田町6丁目21番3号 下村ハイツ201号

再生債務者 田嶋 裕紀

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第566号**

大阪府吹田市山田東2丁目20番11-3号

再生債務者 津代 直樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第104号**

堺市中区土師町3丁2番7号

再生債務者 谷崎 聡一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年(再イ)第50号**

和歌山県岩出市西国分61番地の12

再生債務者 北橋 直樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月8日まで  
令和8年3月11日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第248号**

札幌市東区北18条東20丁目2番28号 αNE X T札幌第3-303号

再生債務者 古仲那央多

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(再イ)第20号**

北海道苫小牧市有珠の沢町7丁目17番14号

再生債務者 本間 健

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日

札幌地方裁判所苫小牧支部

**令和7年(再イ)第30号**

群馬県高崎市上並榎町1124番地17

再生債務者 村上 保

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日 前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(再イ)第108号**

埼玉県日高市大字高萩1848番地57

再生債務者 佐藤 大輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日

さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(再イ)第52号**

滋賀県草津市東草津2丁目7番18-103号

Radix Tauchi II

再生債務者 平見 美季

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月3日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第62号**

滋賀県湖南市三雲1460番地23

再生債務者 西口 優美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月9日まで  
令和8年3月12日

大津地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第1号**

北海道留萌市五十嵐町2丁目6番32号

再生債務者 村井真理子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月13日まで  
令和8年3月12日 旭川地方裁判所留萌支部

**令和7年(再イ)第134号**

京都市南区八条通壬生東入八条町457番地1  
リーズスーガ 204号室  
再生債務者 小林 美樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日  
付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
13日まで  
令和8年3月12日  
京都地方裁判所第5民事部再生係

**令和7年(再イ)第82号**

兵庫県尼崎市神崎町41番18号  
再生債務者 笹部 健一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月1日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
1日まで  
令和8年3月11日 神戸地方裁判所尼崎支部

**令和7年(再イ)第111号**

岡山市中区倉富140番地24  
再生債務者 赤木 英明

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月3日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月1日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
1日まで  
令和8年3月11日  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第36号**

熊本市東区保田窪5丁目9番18号  
再生債務者 石川 純

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月1日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
1日まで  
令和8年3月11日  
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(再イ)第40号**

秋田市寺内蛭根2丁目1番12号  
再生債務者 金釜 玄

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年(再イ)第55号**

新潟市中心区米山3丁目13番15号 Kaya  
sumi topia205号  
再生債務者 山田 博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月5日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日 新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第85号**

新潟市江南区西町5丁目4番37号  
再生債務者 小林 佳介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日 新潟地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第61号**

岡山県倉敷市連島町連島1174番地173  
再生債務者 土田 達也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月27日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日 岡山地方裁判所倉敷支部

**令和7年(再イ)第19号**

愛媛県西条市下島山甲220番地269  
再生債務者 福山 美博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日 松山地方裁判所西条支部

**令和7年(再イ)第27号**

愛媛県西条市船屋甲638番地3  
再生債務者 越智 克美

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月6日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月2日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
2日まで  
令和8年3月12日 松山地方裁判所西条支部

**令和7年(再イ)第29号**

香川県高松市香西本町38番地10  
再生債務者 野坂 礼子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月9日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
9日まで  
令和8年3月12日  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(再イ)第15号**

宮崎県延岡市大貫町5丁目1610番地1  
再生債務者 豊田 祐貴

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年3月10日  
付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年4  
月9日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年4月  
9日まで  
令和8年3月12日 宮崎地方裁判所延岡支部

**小規模個人再生による再生手  
続廃止**

**令和7年(再イ)第32号**

奈良県御所市大字東佐味644番地  
再生債務者 高田 晴弘

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法  
191条2号に定める事由がある。  
令和8年3月11日  
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**給与所得者等再生による再生  
手続開始**

**令和7年(再口)第7号**

神戸市垂水区南多聞台6丁目9番10号  
再生債務者 柴崎 涼

- 1 決定年月日時 令和8年3月10日午後5時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生  
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月7日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月14日から令  
和8年4月28日まで  
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

**令和8年(再口)第1号**

長崎県大村市富の原2丁目1935番地41  
再生債務者 大島 貴子

- 1 決定年月日時 令和8年3月11日午前10時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生  
による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年4月8日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月22日から令  
和8年5月7日まで  
長崎地方裁判所大村支部

**給与所得者等再生による再生  
計画面案についての意見聴取**

**令和7年(再口)第1号**

大分県日田市清岸寺町1024番地15(住民票上  
の住所) 大分県日田市大字渡里1024番地15  
再生債務者 平林 雄一

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和7年10月  
3日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事  
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月26日まで  
令和8年3月11日 大分地方裁判所日田支部

**令和7年(再口)第10038号**

東京都中野区若宮2-36-13  
再生債務者 勢多功太郎

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年2月  
16日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事  
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年3月30日まで  
令和8年3月11日  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(再口)第1号**

山形県酒田市宮野浦1丁目20番15号  
再生債務者 佐藤 伸洋

- 1 意見聴取に付する再生計画面案 令和8年2月  
4日付け再生計画面案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事  
再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和8年4月1日まで  
令和8年3月11日 山形地方裁判所酒田支部

給与所得者等再生による再生計画認可

令和7年(再口)第3号

青森県弘前市大字山道町12番地1 メゾン山道203号

再生債務者 工藤 菜摘

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年3月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月12日 青森地方裁判所弘前支部  
令和7年(再口)第7号

岡山県倉敷市児島上の町3丁目3番88号

再生債務者 高島 泰宏

1 主文 本件再生計画を認可する。

2 理由の要旨 令和8年3月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年3月11日  
岡山地方裁判所第3民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

北海道北広島市大曲幸町四丁目四番地二

(甲) 医療法人 mirai

理事長 谷口 正昭

東京都中央区銀座三丁目二番一五号ギンザ・グラッセ五F

(乙) 医療法人社団行智会

理事長 岡田真理子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://cw-consulting.co.jp/about/>  
(乙) <https://peaceful-morning.com/news/>

令和八年三月二十三日

東京都港区麻布台一丁目三番一号

(甲) 株式会社クラウドワークスコンサルティング

代表取締役 大類 光一

東京都港区麻布台一丁目三番一号

(乙) Peaceful Morning

代表取締役 前田 悠貴

株式会社

代表取締役 前田 悠貴

令和八年三月二十三日

東京都港区南麻布五丁目四番二号

(甲) 株式会社セントロ

代表取締役 長坂 英樹

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

(乙) 合同会社 Cobra Two

代表社員 一般社団法人 Cobra

職務執行者 長坂 英樹

令和八年三月二十三日

東京都港区南麻布五丁目四番二号

(甲) 株式会社セントロ

代表取締役 長坂 英樹

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

(乙) 合同会社 Cobra Two

代表社員 一般社団法人 Cobra

職務執行者 長坂 英樹

令和八年三月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

(甲) 合同会社千葉エステート

代表社員 久保 孝徳

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

(乙) 合同会社スターティア

代表社員 久保 孝徳

兵庫県尼崎市西川二丁目八番一四号浜ライ

フー一〇三号 (丙) 合同会社フアンプラス

代表社員 久保 孝徳

令和八年三月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

(甲) 合同会社千葉エステート

代表社員 久保 孝徳

兵庫県尼崎市西川二丁目八番一四号浜ライ

フー一〇三号 (丙) 合同会社フアンプラス

代表社員 久保 孝徳

令和八年三月二十三日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号

令和八年三月二十三日

東京都世田谷区桜丘四一四一―一九九A・vie・bele千歳船橋

(甲) 合同会社ブラウン

代表社員 久保 孝徳

神戸市中央区中町通三丁目一番一六号サン

ビル五〇二号 (乙) 合同会社椿庵

代表社員 久保 孝徳

令和八年三月二十三日

東京都世田谷区桜丘四一四一―一九九A

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

令和八年三月二十三日

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(乙) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

済。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出

令和八年三月二十三日

東京都世田谷区桜丘四一四一―一九九A

(甲) 合同会社ブラウン

代表社員 久保 孝徳

神戸市中央区中町通三丁目一番一六号サン

ビル五〇二号 (乙) 合同会社椿庵

代表社員 久保 孝徳

令和八年三月二十三日

東京都世田谷区桜丘四一四一―一九九A

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

(甲) エアロ工業株式会社

代表取締役 杉野 学

石川県金沢市利屋町夕六〇番地

(乙) 株式会社帝日

代表取締役 耳浦 久雄

令和八年三月二十三日

富山県高岡市石瀬八三四番地

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十三日

掲載頁 二一六頁(号外五十二号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年三月十三日

掲載頁 二一五頁(号外五十二号)

福岡県築上郡上毛町大字下唐原三七九番地

(甲) 株式会社ユカリナ

代表取締役 島田まゆみ

(乙) 株式会社ホームア

代表取締役 島田まゆみ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにしたしました。効力発生日は令和八年五月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。ただし、甲は令和七年十一月四日付で商号変更しており、旧商号株式会社明治屋として掲載されており、乙は令和八年三月一日付で本店移転しており、旧本店福岡市東区香椎駅東四丁目三七番七号として掲載されており、

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月二十日

掲載頁 七十九頁(号外第二三三三号)

(乙) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年十月二十日

掲載頁 七十一頁(号外第二三三三号)

福岡市東区多の津一丁目七番五号

(甲) 株式会社こはく本舗

代表取締役 北川 雅章

(乙) 株式会社Le Petit Ni

代表取締役 北川 雅章

福岡市東区多の津一丁目七番五号

(乙) 株式会社Le Petit Ni

代表取締役 北川 雅章

代表取締役 北川 雅章

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社U・N・I・Q・U・Eとします。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

宮城県気仙沼市三作浜八一番地一

合同会社U・N・I・Q・U・E

代表社員 株式会社祥瑞

職務執行者 榎本 泰之

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社藤設備とします。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

東京都昭島市拝島町三一一一七一一二一〇

合同会社藤設備

代表社員 齋藤 高央

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、当社の総社員の同意は、三月十三日に終了しております。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

岐阜市大黒町一丁目九番地ミワビル一階

合同会社ランナー

代表社員 日比野泰士

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県名古屋市中区橋下二丁目二番一〇号

合同会社BRDG.

代表社員 大竹 家嗣

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。効力発生日は令和八年四月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社るのわとします。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県一宮市水府町二一番四号二階

合同会社るのわ

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。効力発生日は令和八年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社M・O・O・N・B・E・Aとします。

この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

三重県伊賀市音羽二〇番地

音羽生産森林組合

組合長 橋本 一正

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県春日井市西野町字南野池六四番地一一

合同会社Protagonist

代表社員 横井 達也

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

愛知県東海市富木島町伏見一丁目一番三三

合同会社センズ

代表社員 金村 龍徳

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

大阪府四條畷市清滝新町二三番八号

合同会社Peaceock

代表社員 秋鹿 祐斗

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

福岡市西区愛宕浜二丁目三番九号

プライマ・トレッドジャパン合同会社

代表社員 山田 良太

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月二十五日とするGOOD NEW Estate株式会社の株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示については、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

大阪府四條畷市清滝新町二三番八号

合同会社Make Up Ms

代表社員 右田 真仁

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

広島市中区袋町一番一四号K・BUILD

合同会社Peaceock

代表社員 秋鹿 祐斗

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することにしたしました。この組織変更により異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日

福岡市西区愛宕浜二丁目三番九号

プライマ・トレッドジャパン合同会社

代表社員 山田 良太

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月二十五日とするGOOD NEW Estate株式会社の株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示については、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

東京都港区東麻布一丁目三番八号

GOOD NEW株式会社

代表取締役 裙本 理人

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換を行うことにより資本準備金の額が増加することを条件に、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日  
静岡県浜松市中央区東三方町二二八番地の一  
リンクホールディングス株式会社  
代表取締役 柄澤 公彦

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年四月二十五日を効力発生日とする株式会社ダイヤ空調との株式交換（以下「本株式交換」という）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日  
佐賀市鍋島町大字森田七七九番地一  
株式会社TMCホールディングス  
代表取締役 松本 慎介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千二百四十九万八千九百二十円、資本準備金の額を九千三百二十六万八千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/  
companies/14539/announces  
令和八年三月二十三日

東京都渋谷区道玄坂一丁目七番一号渋谷グ  
ローリアビル二階 ecb株式会社  
代表取締役 叶 緯行

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日

富山県南砺市本町一丁目一六番地  
Gigastream富山株式会社  
代表取締役 ダニエル・コックス

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億四千五百七十二万七千五百円、資本準備金の額を八億六千七百七十二万七千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.smemery.co.jp/  
令和八年三月二十三日  
神戸市中央区御幸通八丁目一番六号  
シン・エナジー株式会社  
代表取締役 乾 正博

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備金の額を一億五千九百九十九万九千九百九十九円減少し、それぞれ五千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月二十三日  
熊本県山鹿市宗方通七〇二番地  
株式会社PRS山鹿  
代表取締役 佐藤 公春

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月七日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月二十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月二十三日  
京都市下京区中堂寺南町一三四番地  
京都リサーチパーク一号館四階  
マルホ発條工業株式会社  
代表取締役 岩瀬 邦宏

合併につき株券提出公告

当社は、コーテック株式会社（住所 岐阜県大垣市米野町三丁目三〇番地）と合併して解散することになりましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年五月一日までに当社にご提出ください。

令和八年三月二十三日

名古屋市中村区名駅一丁目一番一号JPT  
ワウ名古屋  
コーテックホールディングス株式会社  
代表取締役 永井 晶也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩本亜希子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年三月二十三日  
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号新宿  
野村ビル三二階  
シエフアードカラージャパンインク  
日本における代表者 岩本亜希子

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住吉区遠里小野五丁目九五番地、最後の住所大阪府河内長野市北青葉台一五番三号 被相続人 亡 金本 安弘 右被相続人は令和七年十二月二十七日死亡し、その相続人は令和八年三月十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び遺贈者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年三月二十三日  
三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法  
法律事務所 相続財産清算人 金本 直樹  
代理人弁護士 楠井 嘉行

任意清算公告

当法人は、令和八年三月十日をもって解散し、社会保険労務士法第二十五条の二五第二項が準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月二十三日  
東京都港区虎ノ門四丁目三一城山トラス  
トタワー一五階  
社会保険労務士法人布目労務管理事務所  
清算人 奥野 剛

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記  
一、取得する取得条項付新株予約権 令和八年二月末日において当社及び当社の子会社の役員、執行役員、顧問、従業員その他これらに準ずる地位にない者が保有する第四回新株予約権十五個、第六回新株予約権十二個、第八回新株予約権十五個、並びに第九回新株予約権二十一個  
二、取得の日 令和八年四月九日  
令和八年三月二十三日  
東京都中央区日本橋堀留町一丁目一〇番九号  
セルアクシア株式会社  
代表取締役 関 誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九十九条に基づき、優先資本金の額を十億四千万円減少して三億三千八百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/  
http://www.koukou/ksmy20g/1/  
令和八年三月二十三日  
東京都港区元赤坂一丁目一番七号  
特定目的会社ロンジヴィテイ  
取締役 金谷 正文

訂正公告

令和八年三月十六日（号外第五十三号）掲載の（甲）株式会社セルフ工企と（乙）株式会社エヒメインテリア商事に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告において最終貸借対照表の要旨の記述中「甲の一」とあるは「両社の一」の誤りにつき訂正します。

令和八年三月二十三日  
披 店

正 誤

令和八年三月十九日掲載の大臣は、それぞれ次のとおりとなつた。  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 木原 稔  
外務大臣臨時代理 国務大臣 林 芳正  
経済産業大臣臨時代理 国務大臣 城内 実